

損害補償実務の手引

- 1 この手引は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の事前調査報告書、事後調査報告書及び損害調査報告書（以下「事後調査報告書等」という。）の様式については、令和 8 年 10 月 1 日以降に契約を締結する工事等の案件から適用する。
- 2 令和 8 年 9 月 30 日以前に契約を締結した案件においては、この手引による改正後の事後調査費報告書等の様式にかかわらず、令和 6 年 4 月改正に定める様式により作成及び提出することができるものとする。

令和 8 年 4 月

東京都下水道局

第1 手引作成の目的

この手引は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する下水道工事に起因して、第三者（当局、受注者以外の者）に及ぼした損害（以下「第三者損害」という。）に関する補償実務を公正かつ適切に処理するため、受注者及び調査会社（家屋調査を主たる業務内容とする会社等）にとって必要な事項を解説することを目的として作成したものである。

この手引の主な内容は、当局の補償事務の手順を明示するとともに、当局及び受注者の補償責任を明確にし、第三者（補償対象者）との間に紛争が生じた場合、双方が協力して処理解決に当たるなど、公正かつ迅速な事務処理を図るために手続等を解説するものである。

第2 手引の適用範囲

- 1 この手引における下水道工事の適用範囲については、当局発注工事のほか区委託工事及び他企業への委託工事を含む。ただし、第三者損害の補償について、別に定めのあるときはこの限りではない。
- 2 区委託工事に関する事務は、本来、当該区の請負契約約款及び仕様書に従い処理されるものであるが、補償事務については、当局と当該区との第三者損害の補償に関する協定に基づき、特に支障のない限りこの手引を適用する。
- 3 他企業への委託工事に関する補償事務は、原則として基本協定の補償に関する規定に基づき処理されるものであるが、細目協定に定めることにより、この手引を適用することができる。
- 4 第三者損害の適用範囲については、この手引が適用される工事の契約当事者及び受委託協定の当事者が所有する物件に関する損害を含むこととする。

総 目 次

損害補償実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
下水道局損害補償調査作業基準・・・・・・・・・・・・・・	23
補償に関する提出書類様式集・・・・・・・・・・・・・・	38

損 害 補 償 実 務

目 次

第 1 章 補償の概要	3
第 1 補償の根拠	3
第 2 補償責任	5
第 3 補償の時期	9
第 4 補償の方法	9
第 5 過失相殺	11
第 2 章 事務処理の要点	12
第 1 補償事務の手順	12
第 2 補償事務の窓口	12
第 3 事前調査及び事後調査	13
第 4 協議書及び和解折衝	15
第 5 補償金等の支払い	15
第 3 章 補償の種類	19
第 1 補償の種類	19
第 2 建物及びその他工作物の補償	19
第 3 井戸の枯渇等の補償	19
別表（補償事務の手順）	21

第1章 補償の概要

第1 補償の根拠

- 1 第三者損害の補償の根拠は、民法に規定する損害賠償責任を基本とする。
- 2 第三者損害の認定の根拠は、民法709条である。
 - (1) 民法第709条に定める一般の不法行為が成立して損害賠償の責任が発生するためには
 - ①故意又は過失
 - ②権利侵害（ないし違法性）
 - ③責任能力
 - ④損害の発生の4つの要件をすべて満たすことが必要である。
 - (2) 工事施行（原因）と発生した損害（結果）との間に因果関係が認められない場合には、はじめから不法行為の問題は起こらない。

例えば、ある時に、ある所で一定の損害が発生したことは事実だが、それは受注者がその近くで施行した下水道工事によるものではないことが判明した場合等である。
- 3 当局が補償金を支出する根拠は、民法第716条（注文者の責任）ただし書及び第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）第1項に規定される損害賠償責任である。
 - (1) 注文者である当局は、原則として受注者の加害行為について責任を負わない（民法第716条本文）が、注文又は指図について、当局に過失がある場合には責任を負う（同条ただし書）。

これは、注文者である当局に過失があり、これと損害との因果関係があれば不法行為が成立するということを注意的に規定するものである。

なお、受注者は注文者とは別に独立の立場で自己の判断で仕事の完成を図るものであるから、原則として使用者責任（民法第715条第1項本文）は成立しない。
 - (2) 民法は、土地の工作物から発生した損害について、特別の責任を規定している。

すなわち、その損害が土地の工作物の設置・保存の瑕疵から生じた場合、まず占有者が責任を負い（民法第717条第1項本文）、占有者が損害の防止に必要な注意をしたときは、所有者が責任を負う（同条ただし書）。
 - (3) 不法行為が成立すると、その効果として、不法行為の被害者に対する損害賠償責任が発生する。被害者は、不法行為者に対して損害賠償請求権をもつことになる。
 - (4) 不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者等が損害及び加害者を知った時から3年間、不法行為の時から20年間これを行使しないと時効によって消滅する（民法第724条）。

〈参考〉民法関連条文抜粋

○民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○民法第 716 条（注文者の責任）

注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。

○民法第 717 条第 1 項（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

○民法第 715 条第 1 項（使用者等の責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

○民法第 724 条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

第2 補償責任

- 1 当局及び受注者は、当局の工事請負契約約款第27条（第三者に及ぼした損害）及び土木工事標準仕様書第5章（工事損害補償）の規定により、第三者損害の補償事務を行わなければならない。

〈参考〉 工事請負契約約款第27条（第三者に及ぼした損害）

- 第27条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工について受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

〈参考〉 土木工事標準仕様書（令和8年4月）抜粋

第5章（工事損害補償）

第1節 工事損害補償

5.1.1 一般事項

- (1) 本節は、工事損害補償に関する事項について定めたものであり、工事損害補償とは、契約書第27条（第三者に及ぼした損害）に規定する、工事に起因して第三者に及ぼした損害の補償をいう。
- (2) 受注者は、工事を施行するに当たり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため、最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、第三者に及ぼした損害補償について、原則として金銭による渡し切り補償としなければならない。
- (4) 受注者は、第三者に及ぼした損害に関する補償事務全般の処理に当たって、当局が作成した「損害補償実務の手引」（以下「手引」という。）に従い、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、近隣において工期及び施工箇所が重複（以下「競合」という。）して施行されている工事がある場合、受注者間で調整を図り競合工事として、まとめて補償する場合があるため、当局に速やかに報告しなければならない。
- (6) 受注者は、当局が施行した前回の下水道工事に起因して損害が生じた物件が施行箇所において存在する場合は、複合工事の認定を受ける

	ため、当局に速やかに報告しなければならない。 (7) 受注者は、住民の理解と協力を得るよう努め、連絡上の利便を図るため、「下水道工事のお知らせ」、「工事後の連絡先のお知らせ」等の文書を工事施行前の調査（以下「事前調査」という。）の対象となったすべての世帯に必ず配布しなければならない。
5.1.2 事前調査	(1) 受注者は、手引に定める「家屋調査を委託する調査会社届」を監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、(1) の届出をした後、監督員と事前調査の打ち合わせを行わなければならない。 (3) 受注者は、工事の規模、工法、付近の地盤等を勘案して事前調査の範囲を定め、監督員の承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、工事の施行に当たり、手引に定める「下水道局損害補償調査作業基準」に従って、事前調査を行わなければならない。 (5) 受注者は、事前調査完了後直ちに手引に定める様式により報告書を作成し、監督員に提出するとともに、工事施行に当たって被害の防止等、特別に注意する必要がある物件については、個別に監督員に報告しなければならない。
5.1.3 損害補償の 処理計画	(1) 受注者は、工事完了の 30 日前までに手引に定める「損害補償の処理計画書兼実施報告書」（以下「計画書兼報告書という。」）を作成し、監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、「計画書兼報告書」に基づき、速やかに当局と協定書を取り交わす。 (3) 受注者は処理計画を変更する必要がある場合は、変更理由を添付して「計画書兼報告書」を提出するものとする。 (4) 受注者は、処理計画に基づく実施状況を記載した「計画書兼報告書」を 2 か月ごとに作成し、監督員に提出しなければならない。
5.1.4 事後調査	(1) 受注者は、地盤安定後、事前調査を実施した家屋に対して、「下水道局損害補償調査作業基準」に従って工事施行後の調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。 なお、設計変更による工法変更等があった地域については、監督員と協議しなければならない。 (2) 受注者は、手引に定める様式により事後調査の意向を確認する。 請求者が補償対象者であることを確認の上、家屋調査を希望する家屋について「下水道局損害補償調査作業基準」に従って、事後の家屋調査を実施しなければならない。 (3) 受注者は「5.1.3 損害補償の処理計画」により、適正な進行管理の下に事後調査を実施し、手引に定める様式により作成した報告書を監督員に速やかに提出しなければならない。 (4) 受注者は、井戸の枯渇等の調査を行う場合、地盤の状態に係らず速やかに行わなければならない。 また、井戸被害に対する補償内容が、上水道による代替施設の

	設置の場合、損害見積調査は、受注者が行うものとする。 ただし、補償内容が井戸の増掘り又は、新規掘りの場合の決定及び損害見積調査は当局が行うものとする。 (5) 受注者は、事前調査資料のない物件の事後調査を行う場合、下水道工事との因果関係について、事前に当局と協議しなければならない。 (6) 当局は、「5.1.7 和解折衝」の(4)により、必要に応じて事後調査をすることがある。
5.1.5 工事前及び 工事中の 補償	(1) 受注者は、事前調査の結果、井戸の枯渇又は汚濁によって、生活又は公衆浴場等の事業運営に著しい支障が生ずると判断される場合、工事施行前においても当局と協議しなければならない。 (2) 受注者は、工事中であっても、工作物の倒壊等による人身事故のおそれ、補償対象者側の事情による損害物件の取壊し、物件所有者の変更等の理由がある場合は、直ちに調査を行わなければならない。 また、その結果、和解折衝に入る必要があると判断した場合は、当局と協議するものとする。 (3) 受注者は、病人の仮泊等が必要な場合、医師の診断書を添えて、事前に当局と協議しなければならない。
5.1.6 損害の 認定等の 協議	(1) 受注者は、損害の認定、補償額、事後調査費用、負担割合等について当局と協議しなければならない。 (2) 受注者は、事前調査範囲で、事後調査の結果、補償請求者の物件に損害が認められない場合の事後調査費用についても、当局と協議することができる。 (3) 当局は、受注者が正当な理由なく、損害の認定等の協議について応じない場合は、損害の認定、補償額、負担割合等を定めることができる。
5.1.7 和解折衝	(1) 受注者は、当局と交換した「第三者損害に対する補償費負担等に関する協議書」に基づき、補償対象者の変更の有無を確認の上和解折衝を開始し、補償が完了するまで常に誠意をもってその処理を行わなければならない。 (2) 受注者は、工事完了後2年以内を目途に補償対象者との和解促進に努めなければならない。 なお、損害物件の補償対象者が不明の場合は、確認の方法等について当局と協議するものとする。 (3) 受注者は、和解折衝に際して、折衝経過の概要及び未和解案件について未和解理由等を記載した「和解折衝報告書」を作成し、当局の求めに応じて提出しなければならない。 (4) 受注者は、和解折衝を行った結果、再調査をする必要があると認める場合は、その理由を示す資料、折衝経過等を添付し、当局と再度協議することができる。

5.1.8 補償金の 支払等	(1) 受注者は、和解が成立した場合、速やかに補償金を補償対象者に支払わなければならない。 (2) 受注者は、補償金の負担割合が未定等の理由により、当局が直接補償対象者へ補償金を支払うことについて、当局と協議することができる。
5.1.9 負担金の 請求等	(1) 受注者は、補償対象者への補償完了後、所定の様式により補償金、事後調査費用及び口座振込手数料について協議書に基づき当局負担分を請求するものとする。なお、請求書には下記の証拠書類の原本を添付しなければならない。 ア 補償対象者の印鑑証明書（補償金額 10 万円以上の場合） イ 和解承諾書及び補償金請求書（口座振込みによる支払用）の受注者用及び当局提出用 ウ 口座振込依頼書 エ 口座振込控 (2) 当局が現金による支払いを認めたものについては、請求書に下記の証拠書類の原本を添付しなければならない。 ア 補償対象者の印鑑証明書（補償金額10万円以上の場合） イ 和解承諾書及び補償金請求書（現金による支払用）の受注者用及び当局提出用 ウ 補償金領収書（現金による支払用）の受注者及び当局提出用 (3) 受注者は、当局が補償対象者に直接支払った補償金及び当局が行った調査に関する費用のうち、受注者の負担分については、当局の請求に基づいて速やかに納入しなければならない。
5.1.10 その他	(1) 受注者は、官公署等の物件に被害が生じた場合で、「5.1.1 一般事項」の(3)によりがたい場合は当局と協議しなければならない。 (2) 受注者は、事前調査の着手から補償が完了するまでの間に、会社の倒産等の理由により補償の処理が困難となった場合、速やかに当局に申し出なければならない。

2 第三者損害に対する補償は、工事請負契約約款第27条により、当局及び受注者の責に応じ、各々負担する。工事請負契約約款第27条第2項における受注者の負担は、平成18年4月1日以降契約の請負工事については、原則として工事成績評定点に応じた負担とする。

3 当局が補償責任を負担する場合は、次のとおりである。

- (1) 工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等が原因となった場合
 - (2) 設計図書等又は当局の指示事項が原因となった場合
 - (3) 工事施行に必要な情報を受注者に提供しなかったことが原因となった場合
- 下記のア～カは、提供すべき情報である。

- ア 地下埋設物（電力線、電信電話線、ガス管、上下水道管等）に関する情報
 - イ 施工現場の地質、地下水位、地下含有ガス等に関する情報
 - ウ 関係官庁（道路管理者、警察等）の指示に関する情報
 - エ 道路、河川、土地の占有等に関する情報
 - オ 利害関係者との協議に関する情報
 - カ 複合処理を行う物件に関する情報（複合処理：P10 の 4 を参照）
- (4) その他発注者としての責任が認められる場合
- 4 受注者が補償責任を負担する場合は、次のとおりである。
- (1) 契約約款や設計図書等、当局の指示に従わなかったことが原因となった場合
 - (2) 受注者自らの責任で採用した工法が原因となった場合
 - (3) 受注者が調査会社に委託した調査に係る全ての責任の場合
 - (4) その他受注者としての責任が認められる場合

第3 補償の時期

- 1 地盤安定の確認後、当局土木工事標準仕様書及びこの手引に従い工事施工後の調査（以下「事後調査」という。）を実施し、損害見積額を算定する。ただし、次に掲げる三点は、当局と事前に協議の上、地盤の安定を待たずに事後調査と損害見積額の算定を行い、補償することができる。
- (1) 井戸の枯渇、水質汚濁等の損害に対する補償
生活又は公衆浴場等の事業運営に著しく支障が生ずると判断されるとき。
 - (2) 建物や工作物の倒壊等による損害に対する補償
人身事故のおそれがあると判断されるとき。ただし、事後調査や損害見積額の算定前に、当局へ無断で取壊さないこと。
 - (3) 応急措置では対応できない損害に対する補償
病人等の仮泊は、医師の診断書があるとき。
- 2 地盤安定の承認は、当該工事を所管する当局事務所が行う。

第4 補償の方法

- 1 金銭補償を原則とし、補償金の渡し切りとする（民法第417条、第722条第1項）。ただし、国又は地方公共団体等（以下「官公署等」という。）の設置管理する物件の補償は、事前に当局と協議の上、現物補償とすることができる。

〈参考〉 民法関連条文抜粋

○民法第417条（損害賠償の方法）

損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

○民法第722条第1項（損害賠償の方法）

第417条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

- 2 補償対象者に対する補償は、工事件名ごとに1回で処理する。ただし、次に該当する場合は、処理方法を当局と協議する。
 - (1) 立坑設置工事、水再生センター及びポンプ所工事など、長期間にわたるため分割発注している各工事をまとめて補償する場合
 - (2) 複数の工事において工期及び施工箇所が重複（以下「競合」という。）して施行されているときに、受注者間で調整を図り、まとめて補償する場合
 - (3) 日常生活又は事業運営に著しい支障をきたす損害で、補償する必要がある場合
- 3 損害見積額の算定は「下水道局損害補償調査作業基準」[P23～37]に従い、損害物件の経済価値、機能等を考慮し、公正かつ妥当な算定をしなければならない。
- 4 当局が施行した前回の下水道工事（以下「前回工事」という。）に起因して損害が生じた物件に対して、今回の下水道工事（以下「今回工事」という。）においても損害が発生又は拡大等をした場合は、今回工事と前回工事の工事内容と損害との関連性を明確にしたうえで、今回工事の損害見積額を積算する（以下「複合処理」という。）。
- 5 官公署等に対する現物補償の事務処理は、次のとおりである。
 - (1) 受注者は、官公署等から「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」[P63]の提出を受けて、当局職員及び物件の管理者（官公署等職員）の立会いのもと、損害の有無について調査を行う。
 - (2) 受注者は、当局職員立会いのもと、物件の管理者（官公署等職員）と事前に打合せを行い、物件に対する損害範囲の確認、補償工事の施工方法及び時期等について内諾を得る。
 - (3) 当局は、補償対象物件、補償工事費限度額、事後調査費用、補償時の工期及び負担割合等について受注者と協議の上、「第三者損害の現物補償に関する協議書」[P103]及び「協議書別紙明細書」[P104]を取り交わす。
なお、協議書には補償に伴う工事の設計図書を必ず添付する。
 - (4) 受注者は、物件の管理者（官公署等職員）から「施工承認について」[P105]により施工承認を得て、当局と受注者で取り交わした協議書類に基づき、補償に伴う工事を施工する。
 - (5) 補償に伴う工事完了後、受注者は当局職員に「補償工事完了届」[P106]を提出し、当局の確認を求める。
 - (6) 当局職員は物件の管理者（官公署等職員）へ「補償工事の完了に伴う引渡しについて」[P107]を提出し、「受領書」[P108]を徴して引渡しを完了する。
 - (7) 受注者は、「請求書（局負担分）」[P97]に必要書類を添付し、当局負担金を請求する。

【複合と競合について】

- ・複数の工事が、場所的に、若しくは時間的に近接して実施される際に、同じ補償対象者が複数の工事の損害をうける場合がある。その際の処理方法として複合及び競合がある。
- ・複合とは、複数の当局工事間で生じる。
前回工事に起因して損害が生じた物件に対して、今回工事においても、新たに損害が発生するか、または前回工事の損害が拡大等をした場合、今回工事と前回工事の工事内容と損害との関連性を明確にしたうえで、今回工事の損害見積額を積算することを複合処理という。複合処理する工事は工事件名ごとに複合工事として各事務所で事前調査前に決定し、受注者に通知する。

(注) 前回工事の目安としては、工事完了が5年前の工事が該当すると思われる。

- ・競合とは、当局工事と当局を含む他の工事全般との間で生じる。
複数の工事の工期が重なっている場合、前回工事と今回工事の影響が明確に区分できない場合等に、補償の観点から複数の工事を1本の工事としてとらえるものである。それぞれの工事を施行した受注者に対して、事前に補償に対する取決めをさせ、前回工事の事前調査と今回工事の事後調査との間の差異に基づき工事全体の損害見積額を積算し、最終的に取決めに基づき補償を行う。
- ・競合及び複合は、ともに事前調査の段階から事務所等で決定の上で、受注者に指示する必要がある。

第5 過失相殺

損害の発生又は拡大について、補償対象者にも故意又は過失があったときは、民法第722条第2項に基づき、補償の公平を確保するため過失相殺をする。

過失相殺の方法は、補償対象者の故意又は過失の程度に応じて補償算定額の総額から減額する。

〈参考〉 民法関連条文抜粋

○民法第722条第2項〔過失相殺〕

被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

第2章 事務処理の要点

第1 補償事務の手順

- 1 補償事務を実施する通常の手順は、「補償事務の手順」[P21～22]を原則とする。ただし、現物補償、井戸の枯渇等の補償などを除く。
なお、区委託工事に係る補償事務の手順は、当局と当該区間の第三者損害の補償に関する協定に従い行う。
- 2 受注者は、「補償に関する提出書類様式集」（以下「様式集」という。）[P38～113]に従い、必要な書類を作成する。

第2 補償事務の窓口

- 1 補償対象者に対する補償事務の窓口は、当局土木工事標準仕様書の第5章に従い、受注者とする。
- 2 特別共同企業体は、工事請負契約約款第27条に定める第三者損害に対して、建設共同企業(特)協定書第18条（解散後のかし担保責任）に準じ、責に任ずる。

〈参考〉建設共同企業（特）協定書抜粋

（解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

- 3 当局は、受注者が倒産等により補償事務の処理能力を失ったと判断した場合は、受注者に代わって補償事務を行う。この場合、当局は受注者に対する求償権を留保するものであり、当局が補償金等の立替払いを行った場合は、その債権を求償する。
- 4 次に該当する場合は、当局は受注者とともに処理解決に当たる。
 - (1) 受注者から当局へ協力要請があり、それを必要と認めた場合
 - (2) 第三者との間に紛争が生じた場合

当局がその必要を認めて受注者とともに補償事務に当たる場合とは、

- ① 補償対象者が結成する団体又は委嘱した弁護士等との折衝で、紛争に発展するおそれのある場合
 - ② 補償対象者が受注者との折衝を拒否するなどにより、和解に向けての進展が見られない場合
- 等である。

5 受注者の異なる幹線工事及び枝線工事又は複数の再構築工事が競合して施行されている場合において、第三者損害が発生するおそれがあるときは、当局は、受注者間の連絡調整を図り、補償事務が円滑に行われるよう努める。

また、競合施行した工事に伴い支払った補償金及び調査費用の受注者負担分を受注者間で分担する場合は、受注者間で文書により申し合わせておく。

6 受注者は工事中のみでなく、必要の都度、お知らせの配布や地元説明会の開催等の住民対応を行い、理解と協力を得られるよう努めなければならない。

なお、住民から苦情等があった場合は「折衝記録」[P113]を必ず作成し、当局に提出する。

7 受注者の補償事務を担当する者（以下「補償事務担当者」という。）は、次の事項に掲げる項目を徹底して行う。

なお、必要に応じて調査作業を行う者（以下「調査員」という。）を同行させることができる。

- (1) 住民からの損害等の申出についての慎重な対応
- (2) 損害の確認
- (3) 補償対象者に対する補償に関する説明
- (4) 調査会社に委託した調査の進捗状況の把握

調査会社に委託した調査の進捗状況については、適宜、当局の工事監督員に報告する。

第3 事前調査及び事後調査

1 受注者は、当局土木工事標準仕様書及びこの手引に従い、事前調査と事後調査を行う。

また、両調査とも事前に当局と調査時期等を協議する。ただし、次に掲げる三点は、当局が調査を実施する。

- (1) 井戸の枯渇等の補償で増掘又は新規掘を行う場合
- (2) 再協議を要する場合
- (3) その他当局が必要と認める場合

(1)～(3)の調査は、調査対象物件に合わせた専門の調査会社に委託する。ただし、調査委託が適切でない場合は、当局職員が直接調査を行う。

なお、当局が行った調査に係る費用の受注者負担分は、当局が受注者に請求する。

2 「下水道局損害補償調査作業基準」[P23～37]に従い、事前調査及び事後調査を行う。

また、住民の信頼と理解を損なわないよう、補償事務担当者及び調査員を選定する。なお、調査会社へ委託することもできる。

3 受注者は、事前調査打合せを行う前に当局監督員へ「家屋調査を委託する調査会社届」[P45]を提出する。

4 受注者は、工事完了の30日前までに「損害補償の処理計画書兼実施報告書」[P54]を作成の上、当局へ提出する。また、受注者は速やかに当局と「第三者損害の補償に関する協定書」[P55～56]を取り交わす。

5 受注者は、工事完了後、「下水道工事後の連絡先のお知らせ」[P112]、「下水道工事完了後の家屋調査のお知らせ」[P57]及び「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請

求書」[P63]を事前調査を行った全世帯へ配布する。

6 受注者は、補償対象者から家屋調査の希望の有無について「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」[P63]を回収し、希望のあった場合には家屋調査を実施する。

7 「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」[P63]を提出できる者は、補償対象者又は補償対象者の代理人とする。

なお、代理人から提出された場合は、委任内容等が明記されている委任状、委任者の印鑑登録証明書が添付されていなければならない。

8 受注者は、補償対象者が当該物件の所有者であることを確認する。

① 現場代理人が公的書類等で確認する。

② 提供された証拠書類があれば、この写しを当局に提出する。

9 マンション管理組合、神社の氏子等の場合は、この代表者と折衝する。

なお、当該物件の代表として損害補償の一連の折衝を行う等が記された委任状（他の役員等の署名捺印があるもの）の提出があってから、折衝を開始する。

注 意 事 項

① 補償対象者又は法定代理人から調査資料の提示を求められた場合は、次のとおりとする。

- ・ 事前・事後調査の写真帳及び家屋工作物現況図は要求に応じ受注者が提示する。
- ・ 受注者に損害調書、工事内訳（数量、単価等）の閲覧要求等があった場合は、受注者の責任において対応する。

② 事前調査で井戸の枯渇等によって生活又は公衆浴場等の事業運営に著しい支障が生じると判断される場合には、工事施行前に当局と協議する。

③ 事後調査資料は、工事ごとにまとめて提出することを原則とし、次に掲げる場合は分割して提出する。

- ・ 調査件数が多数の場合（適切な区域に分ける）
- ・ 補償対象者が補修工事を急ぐ場合

④ 事後調査資料は作成後、速やかに監督員へ提出する。

⑤ 事前調査を実施していない物件において、当局工事に起因した損害が生じた場合は、事後調査の実施に当たり、「事前調査資料のない物件の損害調査について」[P101]をもって、当局と事前協議する。

第4 協議書及び和解折衝

- 1 当局は、補償対象物件及び補償限度額、事後調査費用、負担割合等について、受注者と協議の上、「第三者損害に対する補償費負担等に関する協議書」[P84～85]を取り交わす。
- 2 受注者は、前項の協議事項に基づいて補償対象者との折衝を行い、協議書取り交わし後2年以内を目途に和解促進に努める。
- 3 受注者は、和解折衝途中等において補償対象者の氏名又は住所等に変更があった場合は、「補償対象者氏名・住所変更届」[P102]を当局所管事務所長宛てに提出する。
- 4 折衝経過等は「折衝記録」[P113]に必ず記録し、当局の求めに応じて提出する。
また、協議書取り交わし後6か月を経過した未和解案件について、「和解折衝報告書」[P99]及び「未和解物件一覧」[P100]を作成し、3か月ごとに取りまとめて当局へ提出する。
- 5 和解成立後、補償対象者から「和解承諾書及び補償金請求書」[P87～]等の提出があったら、受注者は書類内容の確認及び印鑑登録証明書との照合を行う。
なお、金額を訂正した本書は無効とする。
また、補償対象者の印鑑登録証明書は、補償金額が10万円以上の場合に添付する。
- 6 受注者は、補償修復工法の変更や見積漏れ等により、やむを得ず再調査が必要である場合は、当局所管事務所長宛てに再協議を依頼できる。
再協議依頼の文書には、下記を添付する。
 - (1) 再調査しなければならない理由書（理由は具体的に記す）
 - (2) 「折衝記録」[P113]
 - (3) 「家屋工作物現況図（事後）」[P74～75]及び損害の進行、新規発生箇所の写真（事後調査写真と対比したものを2～3枚程度）
 - (4) その他（参考となる資料）
- 7 6の再協議の依頼を受け、協議事項を変更する場合は、当局は受注者と再協議する。

第5 補償金等の支払い

- 1 受注者は、和解が成立した場合には、補償対象者ごとに速やかに「和解承諾書及び補償金請求書」に基づき補償金を支払う。
- 2 補償金は、口座振込により支払う。
 - (1) 受注者は、当局と協議書を取り交わした後、当局所管事務所の担当者（以下「債務担当者」という。）から必要部数だけ、当局で作成した「和解承諾書及び補償金請求書（口座振込みによる支払用）」（補償2号－1～3様式・P87～89）の配布を受ける。
補償2号－1～3様式は「補償対象者用」（補償2号－1様式）、「受注者用」（補償2号－2様式）及び「東京都下水道局提出用」（補償2号－3様式）の3枚綴りで複写式の用紙である。
 - (2) 受注者は、補償対象者との和解後、補償対象者から「和解承諾書及び補償金請求書（口座振込みによる支払用）」（補償2号－1～3様式）への自筆による記入及び押印を受けた後、「補償対象者用」（補償2号－1様式）を補償対象者の元に

残し、「受注者用」(補償2号—2様式)及び「東京都下水道局提出用」(補償2号—3様式)の2枚の提出を求める。

なお、その際に「補償対象者用」と「受注者用」との間及び「補償対象者用」と「東京都下水道局提出用」との間の2か所に割印を補償対象者に必ず押印してもらう。割印のないものは、無効とする。

また、併せて「口座振込依頼書」(補償4号様式・P90)、「印鑑登録証明書」等の証拠書類の提出を求める。

- (3) 受注者は、上記(2)で提出された書類の内容を確認後、速やかに口座振込を行う。
この場合、口座振込控をもって領収書に代える。

3 受注者は、口座振込によりがたい場合には、債務担当者に申し出て扱いを協議する。

- (1) 協議の結果、現金による支払いが認められた場合は、債務担当者から必要部数だけ「和解承諾書及び補償金請求書(現金による支払用)」(補償3号の1—1～3様式・P91～93)及び「補償金領収書(現金による支払用)」(補償3号の2—1～3様式・P94～96)の配布を受ける。その後、「和解承諾書及び補償金請求書(口座振込みによる支払用)」(補償2号—1～3様式)を返却する。

補償3号の1—1～3様式は「補償対象者用」(補償3号の1—1様式)、「受注者用」(補償3号の1—2様式)及び「東京都下水道局提出用」(補償3号の1—3様式)の3枚綴りで複写式の用紙である。

また、補償3号の2—1～3様式は「補償対象者用」(補償3号の2—1様式)、「受注者用」(補償3号の2—2様式)及び「東京都下水道局提出用」(補償3号の2—3様式)の3枚綴りで複写式の用紙である。

- (2) 受注者は、補償対象者との和解後、補償対象者から「和解承諾書及び補償金請求書(現金による支払用)」(補償3号の1—1～3様式)への自筆による記入及び押印を受けた後、「補償対象者用」(補償3号の1—1様式)を補償対象者の元に残し、「受注者用」(補償3号の1—2様式)及び「東京都下水道局提出用」(補償3号の1—3様式)の2枚の提出を求める。

なお、その際に「補償対象者用」と「受注者用」との間及び「補償対象者用」と「東京都下水道局提出用」との間の2か所に割印を補償対象者に必ず押印してもらう。割印のないものは、無効とする。

また、併せて「印鑑登録証明書」等の証拠書類の提出を求める。

- (3) 受注者は、上記(2)で提出された書類の内容を確認後、補償金を支払う。
(4) 受注者は、補償対象者に補償金を支払い後、補償対象者から「補償金領収書(現金による支払用)」(補償3号の2—1～3様式)への自筆による記入及び押印を受けた後、「補償対象者用」(補償3号の2—1様式)を補償対象者の元に残し、「受注者用」(補償3号の2—2様式)及び「東京都下水道局提出用」(補償3号の2—3様式)の2枚の提出を求める。

なお、その際に「補償対象者用」と「受注者用」との間及び「補償対象者用」と「東京都下水道局提出用」との間の2か所に割印を補償対象者に必ず押印してもらう。割印のないものは、無効とする。

また、提出された書類の内容の確認を行うとともに、上記(2)で提出された書類との照合も行う。

- 4 当局は、受注者から補償金、事後調査費用及び口座振込手数料にかかる当局負担分の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払う。

— 注 意 事 項 —

- ① 口座振込によりがたい場合とは、補償対象者が理由をあげ強く現金による支払いを求めた場合などである。
- ② 補償金等の当局負担分の請求
- 受注者は、協議書に基づき当局負担分の請求を行う場合は、次の各号に掲げる全ての書類を償務担当者に提出する。
- (1) 補償金を口座振込により支払った場合
- ア 「請求書(局負担分)」(補償第5号様式・P97～98)
- イ 「和解承諾書及び補償金請求書(口座振込みによる支払用)」の「受注者用」(補償2号ー2様式)〔別綴じとする〕
- ウ 「和解承諾書及び補償金請求書(口座振込みによる支払用)」の「東京都下水道局提出用」(補償2号ー3様式)
- エ 「口座振込依頼書」(補償4号様式・P90)の原本
- オ 「口座振込控」の原本
- カ 「印鑑登録証明書」等の証拠書類の原本
- キ 和解折衝記録等、当局が指示する必要書類
- なお、当局は、受注者に「和解請求承諾書及び補償金請求書(口座振込みによる支払用)」の「受注者用」を確認照合後、返却する。
- また、「口座振込依頼書」、「口座振込控」、「印鑑登録証明書」等の証拠書類の原本も同様に確認照合後、返却する。
- (2) 補償金を現金により支払った場合
- ア 「請求書(当局負担分)」(補償第5号様式・P97～98)
- イ 「和解承諾書及び補償金請求書(現金による支払用)」の「受注者用」(補償3号1ー2様式)〔別綴じとする〕
- ウ 「和解承諾書及び補償金請求書(現金による支払用)」の「東京都下水道局提出用」(補償3号の1ー3様式)
- エ 「補償金領収書(現金による支払用)」の「受注者用」(補償3号の2ー2様式)〔別綴じとする〕
- オ 「補償金領収書(現金による支払用)」の「東京都下水道局提出用」(補償3号の2ー3様式)
- カ 「印鑑登録証明書」等の証拠書類の原本
- キ 和解折衝記録等、当局が指示する必要書類
- なお、当局は、受注者に「和解請求承諾書及び補償金請求書(現金による支払用)」の「受注者用」及び「補償金領収書(現金による支払用)」の「受注者用」を確認照合後、返却する。
- また、「印鑑登録証明書」等の証拠書類の原本も同様に確認照合後、返却する。
- ③ 受注者は、口座振込をした場合は、補償対象者に対し、はがき又は電話等で振り込んだことを通知する。

- ④ 一部補償対象者との和解折衝が長期間にわたる場合又は受注者が必要とする場合は、既に和解が成立し補償対象者に支払った補償金等の当局負担分を分割して請求することができる。
- ⑤ 受注者は和解が成立し補償対象者に支払った補償金等の当局負担分を速やかに当局へ請求する。

第3章 補償の種類

第1 補償の種類

主な種類は、下記のとおりとする。

- (1) 建物及びその他工作物の補償
- (2) 井戸の枯渇等の補償

注 意 事 項

- ① 補償対象となるものは、当局発注の下水道工事に起因するものに限る。
- ② 工事中の営業収益減等は、補償対象とならない。
- ③ 主な種類に該当しない補償については、当局と事前協議する。

第2 建物及びその他工作物の補償

- 1 当局発注工事による損害補償の調査作業は、この手引等に従い行う。
- 2 損害見積額の算定に当たっては、当該物件が修復後においても従前の価値及び機能を失わないよう考慮して修復工法を選定し、これに要する費用を補償する。
- 3 建物の標準的修復工法は、次のとおりとする。
 - (1) 部分修理工法
 - (2) 部分揚屋修理工法
 - (3) 揚屋修理工法
 - (4) 揚屋矯正修理工法
 - (5) 解体再築工法
- 4 その他工作物の修復工事の積算は、損害状況により築造替え又は部分修理等の費用を計上する。

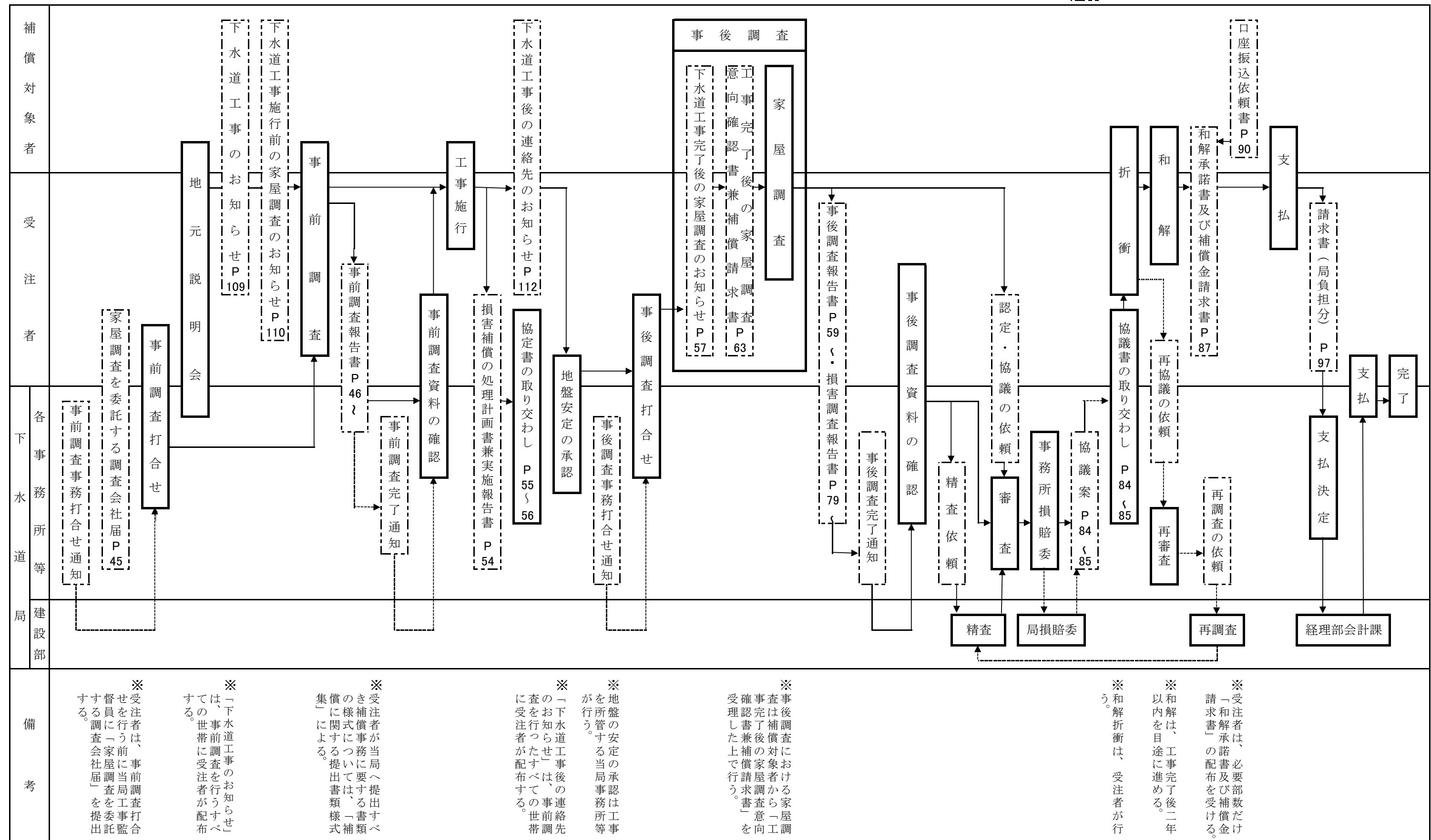
第3 井戸の枯渇等の補償

- 1 井戸の枯渇等については、上水道による代替施設の設置費用を補償する。ただし、次の各号に掲げる場合は、井戸の増掘等の費用を補償することができる。
 - (1) 上水道配水管が付近に敷設されていないため、給水が困難な場合
 - (2) 営業用等で多量の井戸水を必要とする場合
 - (3) その他当局が必要と認める場合
- 2 井戸のみを使用している場合又は営業等の用途で多量の井戸水を使用している場合であって井戸の枯渇等が明らかに予測されるときは、当局と協議の上、井戸の枯渇等が発生する前に補償することができる。

- 3 井戸の枯渇等の補償についての基準は、次のとおりとする。
- (1) 井戸のみを使用している場合は、代替の給水施設として給水装置を設置することとし、その設置費用をもって補償額とする。この給水装置の規模としては枯渇以前の井戸の機能を確保する程度とし、これに必要な附帯設備を含めることができる。
 - (2) 井戸と上水道とを併用している場合は、枯渇以前の井戸の機能を確保する程度の規模で、水道管の支分分岐又は増径等の施設改良を行う費用を補償する。給水タンク等の附帯設備が必要であるときは、これを含めることができる。
- なお、代替給水施設を必要としない場合において、井戸を廃止するときは、工事が完了した後、井戸の廃止補償を行う。この補償額は、井戸の撤去費用相当額とする。ただし、井戸の撤去に伴って不用となった工作物等の残存価格相当額を加算することができる。
- 4 井戸の枯渇等が発生したときは、原則として井戸の枯渇等の後、速やかに補償する。ただし、上水道と併用している井戸の増掘等の場合は、復水の有無を確認した後、復水不可能なことを確かめてから補償する。
- 5 井戸の増掘又は新規掘を行う決定及びこの際の調査は、当局が行う。
- 6 上水道による代替施設の設置費用に係る損害見積調査は、受注者が行う。

補 償 事 務 の 手 順

- (凡例)
- | | | |
|---|---|--------------------------|
| 1 | —— | 実線は、補償事務が完了するまでの流れを示す。 |
| 2 | ----- | 点線は、必要と認める場合の補償事務の流れを示す。 |
| 3 |  | 枠内は、補償に関する書式を示す。 |



(注) 1 第1章第4.1ただし書の官公署等に対する現物補償、あるいは第3章第3の井戸の枯渇等の補償などは、この手順によらない。
2 区委託工事に係る補償事務の手順は、当局との当該区との第三者損害の補償に関する協定に基づくものとする。

下水道局損害補償調査作業基準

目 次

第 1	現場調査	25
1	調査員の心得	25
2	調査要領	25
3	調査項目	28
4	写真撮影時等の注意事項	30
第 2	調査資料の作成	31
1	事前調査資料	31
2	事後調査資料	31
第 3	損害見積額の算定	34
1	算定方法	34
2	算定上の注意事項	34
3	積 算 表	35
第 4	調査資料の提出	36
1	事前調査資料	36
2	事後調査資料	36
3	電子データ納品時における注意事項	36

第1 現場調査

1 調査員の心得

- (1) 調査員は、当局土木工事標準仕様書の第5章及びこの手引に従って、調査を行わなければならない。
- (2) 調査員は、調査をするに当たり当該工事及び地域の特性等の情報収集に努めなければならない。
- (3) 調査員は、常に誠意を持って住民に対応し、補償業務の公共性を配慮して、公正かつ迅速に調査を行わなければならない。
- (4) 調査員は、業務上知り得た住民の個人情報等を他に漏らしてはならない。
- (5) 調査員は、業務上取得、作成した文書等の情報管理を徹底しなければならない。
- (6) 調査員は、住民に対して説明する場合、責任を持って慎重に行うよう注意し、不誠実な言動があってはならない。
- (7) 調査員は、常に補償業務についての知識及び技術の向上に努め、品位の保持に配慮しなければならない。

2 調査要領

- (1) 調査には事前調査と事後調査があり、調査員は「調査項目」[P28～29]を調査し、調査対象物件ごとに各報告書を作成する。
- (2) 調査員は、調査前に当局監督員と調査事項等の打合せを行う。
- (3) 調査員は、調査実施前に物件所有者等から立入りの了解を得ておく。
- (4) 調査員は、調査時に各社発行の調査員証明書等を所持し、必要に応じて提示しなければならない。

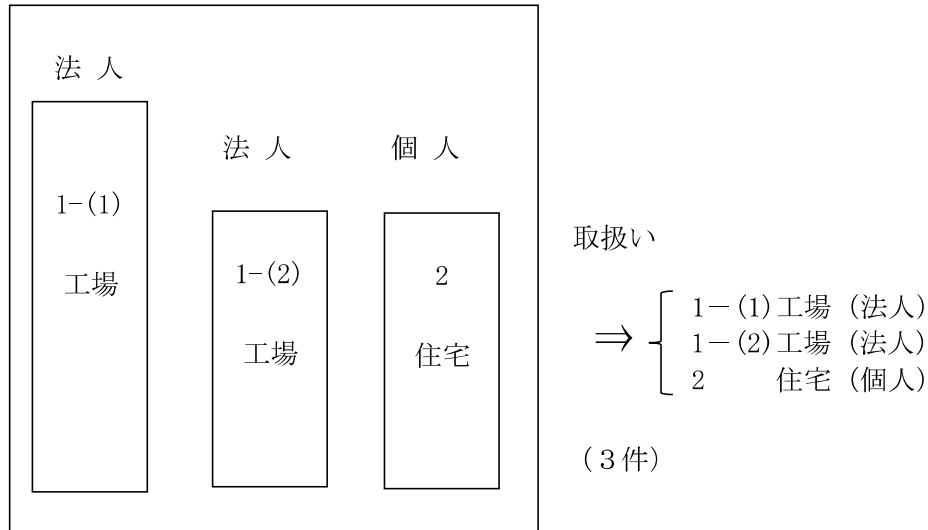
(5) 複数物件等の取扱い

同一敷地内の複数物件、同一建物の複数所有者等の取扱いは、下記の①～④を適用する。

なお、これらに該当しない場合は、当局に問い合わせる。

① 同一敷地内にある所有者の異なる物件

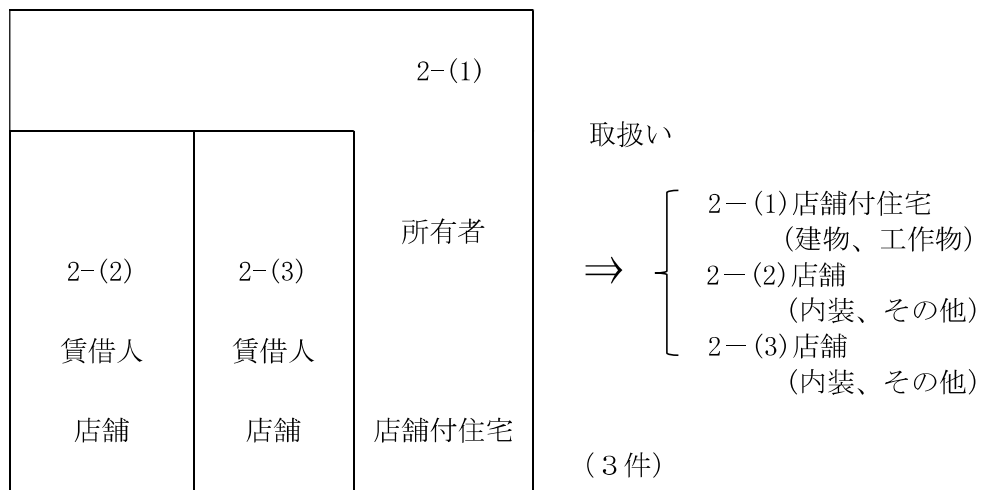
〈例〉



枝番処理した物件は、それぞれ別の物件として取り扱う。

② 建物の全部又は一部が貸与されている物件

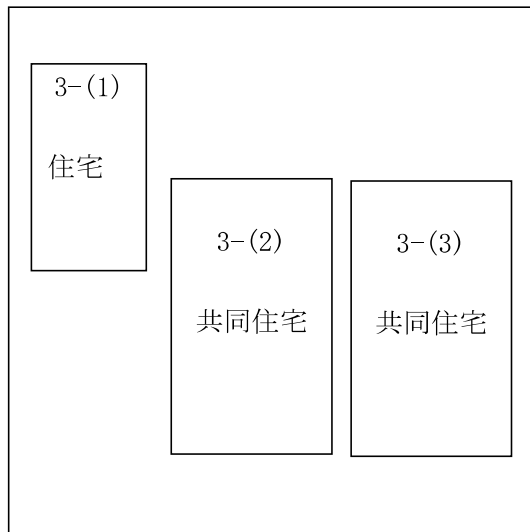
〈例〉



枝番処理した物件は、それぞれ別の物件として取り扱う。

③ 同一敷地内にある同一所有者の物件

〈例〉



取扱い

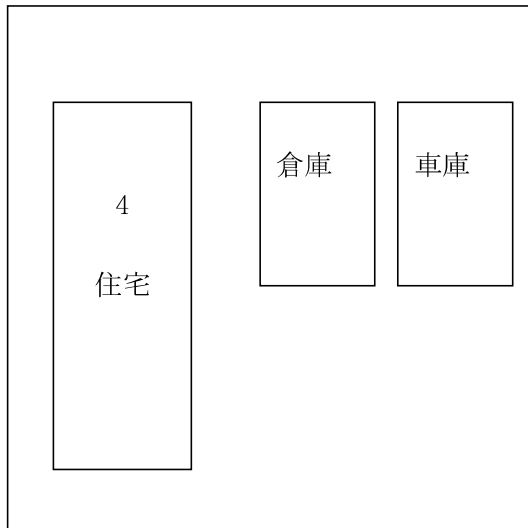
⇒ { 3-(1) 住宅
3-(2) 共同住宅
3-(3) 共同住宅

(3件)

枝番処理した物件は、それぞれ別の物件として取り扱う。

④ 同一敷地内にある同一所有者の物件で 20 m²未満の附属建物（車庫、倉庫等）

〈例〉



取扱い

⇒ { 4 住宅
倉庫 (20 m²未満)
車庫 (20 m²未満)

(1件)

附属建物であって、20 m²未満の車庫及び倉庫等の建物は、工作物に含まれる取扱いとする。

3 調査項目

現場調査は下表の「調査項目」について行う。

調 査 項 目	調 査 内 容
(1) 所在地確認	調査物件ごとに住居表示を確認する。
(2) 所有者の確認	物件の所有者を確認する。(個人の場合は氏名、法人の場合は代表者の役職・氏名、管理組合の場合は理事長名等)
(3) 立会者の依頼	当該物件の所有者又は所有者の代理人に立会を依頼する。
(4) 建物概要	方位、構造、階数、用途、建築年月日、増改築及び改裝の有無。
(5) 建物内部概要	各部屋の室名、内部調査実施箇所の床面積。(内部の未調査箇所がある場合は、理由を必ず表記する。)
(6) 物件の現場状況	当局工事埋設物(管渠、人孔、立抗等)の寸法及び調査物件との位置関係、公私道の区別、現場付近の土質、その他調査に必要な状況。
(7) 他の物件と現場状況	調査物件と隣接物件及び道路等との位置関係が明確に把握できるように調査し全景を撮影する。
(8) 建物の傾斜測定	① 建物外壁面の測定 外壁面の傾斜の度合を測定。原則として全面を測定。 ② 基礎天端の水平測定 基礎天端又は外壁面と基礎の境で測定。 ③ 柱の傾斜測定 柱の傾斜の度合を二方向測定。原則として全柱を測定。 ④ 床面の水平測定 水盛により水平度合を測定。 床面等の必要箇所を水平器による傾斜測定。 ⑤ 基礎に生じた亀裂の状態と建物の沈下状況との関連性を含めて測定。 ⑥ 全ての建具の開閉状態と建物の沈下状況との関連性を含めて測定。
(9) 建物各部分の状況調査	① 外壁面 外壁面の仕上げ及び亀裂、浮き、はらみの状況。 ② 室内壁面 各室の内壁仕上げ及び亀裂、隙間、浮き、はがれの状況。 ③ 内部床面 各室の床仕上げ及び不陸、隙間、浮き、はがれの状況。 ④ 天井面 各室の天井面の仕上げ及びはがれ、しみの状況。 ⑤ 建具 全ての建具の開閉具合の状況。 ⑥ 屋根、陸屋根 屋根葺材の種類及びずれ、破損の状況。 ⑦ 基礎 基礎の形式、柱脚の納まり、仕上げ及び基礎に生じている亀裂の状況。 ⑧ 土間コンクリートの沈下、亀裂、隙間の状況 ⑨ その他床面(階段、踊り場、外廊下、ベランダ、土間等)床仕上げ及び亀裂、不陸、隙間、浮き、はがれ等の状況。

調 査 項 目	調 査 内 容
(10) 一般工作物の 状況調査	① 塀、門柱 鉛直面に対する傾斜の度合を2～3mごとに1箇所、最低2箇所以上測定。原則として調査対象物件の敷地内の全ての塀、門柱を測定。仕上げ、亀裂、目地切れの状況。 ② 門 門扉の開閉具合の状況。 ③ 外廻り土間、犬走り 土間、犬走りの仕上げ及び亀裂、はがれ、浮き、隙間等の状況。 ④ 屋外給排水衛生電気ガス設備 給排水管・電線管・ガス管・排水樹等の損傷状況。 ⑤ 樹木 敷地内の主な樹木の本数、高さ、枝張りの状況。 ⑥ 池 池の仕上げ及び亀裂、水漏れの状況。
(11) 工場・店舗 及びガソリン スタンド等の 状況調査	前記(8)から(10)の調査項目に下記項目を加える。 ① 工場では、場内機械の水平測定、配置、種類及び走行クレーンの運転具合の状況。 ② 店舗では、棚、冷蔵庫、冷凍庫の仕様及び配管等の状況。 ③ ガソリンスタンドでは、 ア 地上設備、地下設備の配置、配管等の状況。 事前調査においては、所轄消防署の定期検査済証で配管等の状況を確認。事後調査においては、減圧テスト等で確認。 イ 2mピッチで網目状にレベル測定。
(12) 墓地(神社)の 墓石及び石碑 等工作物の 状況調査	① 敷地の現況と石碑等工作物の配置状況。 ② 個別の亀裂・目地切れ・隙間・損傷・風化の状況。 ③ 個別の水平及び傾斜の状況については、それぞれについて二方向の測定。
(13) 木造以外の 建物の状況 調査	木造以外の建物を調査する場合は、構造種別及び建物傾斜を十分に注意する。 〈例〉外壁の傾斜度合 建物の屋上にて水平測定。(パラペットの天端等) 大規模な建物の水平測定はレベル測定。
(14) 井戸の 状況調査	ポンプ種別、関連機器、使用の実態、位置及びその他必要な事項。

4 写真撮影時等の注意事項

写真撮影及び写真帳の整理は、下表の内容に注意して行う。

項 目		注 意 事 項			
写 真 撮 影	黒板	- 所有者欄には、必ず真の所有者名を記載すること。 (所有者以外が立会をした場合でも、所有者名を記載する) - 調査時に、損傷を確認した場合には、必ず状態、測定数値を記載した黒板を入れて写真撮影を行うこと。(写真がピンボケして、黒板の表記が不鮮明な場合は、必ず写真帳に測定数値を記載する。)			
	損害の測定	- 既存または発生した損害の実測値について、幅 (W) は単位をmm、長さ (L) は単位を c m とする。 - 事前、事後の対比写真で損害が不明瞭な場合は、拡大写真を撮影する。 (隙間拡大の場合はスケールを入れて撮影する。) 損害箇所の問題となりそうな場所については、撮影方法を工夫し複数の方向から撮影する。 - 事前調査の実施個所のうち、同一写真内に事前と事後とで異なる箇所に現象が出た場合は、それぞれの現象ごとに測定、記録する。 【例】 <table><tr><td>事前</td><td>土間亀裂 W=1 L=20</td></tr><tr><td>事後</td><td>土間亀裂 W=1 L=20 変化なし、土間隙間 W=0.5 発生</td></tr></table>	事前	土間亀裂 W=1 L=20	事後
事前	土間亀裂 W=1 L=20				
事後	土間亀裂 W=1 L=20 変化なし、土間隙間 W=0.5 発生				
写 真 帳 の 整 理	当該工事に起因する損害	- 事後調査で、当該工事に起因すると思われる変化が出た箇所については、「拡大」または「発生」と、赤字で記載する。 - 損害の拡大により別の損害名とする方が良い場合(亀裂→破損、段差等)は、両方の現象を記載した上で、「拡大発生」と赤で記載する。			
	その他の損害	当該工事以外の原因により発生した損害については「工事起因外」「経年」等と記載する。			
	変化なし	事前・事後調査で変化が認められなかった箇所については、状態等を記した上で「変化なし」と記載する。			
	追加調査の箇所	- 事前調査が未実施の箇所で、事後調査を実施した場合は、「追加調査」と記載する。(損害有無に関わらず調査可) - 所有者の申出により調査追加した箇所は、「申出」と記載する。			
	調査不可の箇所	荷物が置かれている、または進入することができない等により調査を実施できない場合には、状況写真(荷物がある状況や進入先の入口など)を撮影した上で、「対比不可」または「進入不可」と記載する。			
	受注者による補修工事	【当該工事に起因する損害(受注者の責によるものを除く)の補修工事】 - 応急的な補修工事の場合、「受注者仮補修済」と記載する。 ※損害を本補修するための損害見積額も算定する必要がある。 - 本補修としての工事の場合、「受注者本補修済」と記載する。なお、本補修工事の箇所は、修理前、修理後の写真を補填すること。 ※再度補修工事をする必要がないため、損害見積額は算定しない。 【受注者の責による損害の補修工事】 「受注者の責による損傷」とした上で、「受注者対応済」と記載する。 【当該工事に起因しない不具合等の補修工事】 「工事起因外」とした上で、「受注者対応済」と記載する。			
	受注者以外の補修工事等	- 所有者が事後調査実施前に補修又は改修等を行った場合、「所有者補修(改修、改装、改築等)」と記載する。 - 当局以外で補修工事等を行った場合、「他工事により対応」と記載する。			

第2 調査資料の作成

1 事前調査資料

下記の資料をとりまとめ、「事前調査報告書」[P46～]を作成する。

なお、調査に当たり複合処理物件の有無は、当局と受注者間の事前調査打合せ時に確認する。また、複合処理物件である場合は「複合処理の取扱方針」（令和5年1月24日付4下建管第559号）に基づき、当局から貸与した前回工事の各報告書を十分に確認のうえ、今回工事の報告書を作成する。

- (1) 事前調査一覧表 [P47～48]
- (2) 事前調査箇所案内図 [P49]
- (3) 家屋工作物現況図(事前) [P50～51]

この現況図には、工事着手前の当該物件を「調査項目」[P28～29]に従って調査し、把握した状況及びその記録、保存のための写真の撮影箇所、撮影方向、番号を図面に明示する。また、当局工事側線（管渠、人孔、立坑等）についても図示する。

- (4) 写真帳 [P52]

写真は「調査項目」[P28～29]に従って、工事前の物件状況、写真撮影場所（室名）、撮影対象や撮影方向等の調査記録を表記する。損傷がある場合は、その内容を記載し、測定値を0.5mm単位で明記する。

- (5) 井戸実態調書 [P53]

井戸のある家屋には添付する。

2 事後調査資料

事後調査を行った全ての物件について、「事後調査報告書」[P59～]を作成し、「損害認定及び補償費の負担等に関する協議の依頼について」[P58]に添付する。また、損害が発生した全ての物件については、「損害調査報告書」[P79～]を併せて作成する。

なお、井戸枯渇等（汚濁を含む。）の損害が発生している場合は、上水道による代替施設の設置費用の補償又は井戸の増堀等の補償とするか所管事務所と協議の上、提出書類の様式等について指示を受けること。

- (1) 事後調査報告書 [P59]

- ① 第三者損害に関する見解及び物件所有者の確認について [P60]
- ② 事後調査実施確認一覧表 [P61～62]

意向確認・・・「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」[P63]を回収できた場合は、調査希望又は調査辞退と明記する。また、回収できなかった場合は、「経緯書」[P64]と同等内容の書類を添付の上、経緯書のとおりと明記する。

事後調査実施・・・事後調査実施の有無を○×で明記する。

- ③ 工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書 [P63]
- ④ 事後調査箇所案内図 [P65]
- ⑤ 地質柱状図及びボーリング位置図
- ⑥ 施工説明書 [P66～69]

工事後の家屋調査を実施した家屋等が影響範囲に存在する施工した全路線、人孔等に対して作成する。また、掘削深さができる限り深い、代表的な調査物件と工事埋設物（管渠、人孔、立坑等）との位置関係を掘削断面概略図として図示し、官民境界までの距離、側線からの距離、掘削深は○番号で表記する。

- ⑦ 損害発生家屋等における掘削断面図 [P70～71]
 損害が発生した物件と工事埋設物（管渠、人孔、立坑等）との位置関係を図示する。
- ⑧ 損害状況確認一覧表 [P72～73]
 ・「修復対象物」の記入方法
 ア 建物の内外部の損害がある場合（「イ」の場合を除く）・・・建物
 イ 揚屋工法等で修復する損害がある場合・・・・・・・・・・建物（揚屋）
 ウ 建物内部のみの損害の場合（テナント等の場合を含む）・・・内装
 エ 外構のみ（塀、土間等）の損害の場合・・・・・・・・・・工作物
 オ 墓石の損害がある場合・・・・・・・・・・墓石
 ・「官民境界までの距離」「側線からの距離」「掘削深」の記入方法
 ⑥「施工説明書」[P66～69]の掘削断面概略図の○番号に合わせ、事後調査を実施した物件と工事埋設物（管渠、人孔、立坑等）に対する各寸法を記入する。
 ・「備考」欄の記入方法
 複合処理、競合、全体又は部分揚屋を記入する。
- ⑨ 家屋工作物現況図（事後）[P74～75]
 この書類は、事前調査資料を複写し、「調査項目」[P28～29]に従い、工事後の物件状況、写真撮影箇所や撮影方向等の調査記録を赤で表記する。
 また、当局工事埋設物（管渠、人孔、立坑等）の工事側線も図示する。
 なお、建物内で調査を行った箇所については、表－1 調査床面積の計算方法に従い、調査床面積の計算を行う。（延べ面積の計算は必要ない。）

表－1 調査床面積の計算方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・計算式は、平面図の寸法と照合できるように記載する。（計算式は、横寸法×縦寸法で統一する。） ・各階面積の途中計算は小数第4位(第5位切捨て)まで行い、小計(各階面積)及び合計は小数第2位(第3位切捨て)までを示す。 ・調査床面積の計算においては、家屋内部をすべて調査した（内部未調査がない）場合を除き、エレベーター部分は調査床面積に計上しない。 ・複雑な面積計算の場合は、図面に三斜等表記し図面のスケールから式が追えるようにする。 |
|---|

- ⑩ 工事損害写真説明表 [P76]
 撮影箇所・・・・・・当該工事起因となる工事損害が撮影されている場所(室名)と損害内容を明記する。また、工事損害が発生していない場合は「工事損害なし」と記載する。
 本補修の内容・・・・・・当該工事起因となる工事損害について受注者が本補修した場合は、その内容を記載する。
 所有者承諾有無・・受注者が本補修した工事損害について、物件所有者の承諾を得たものは「有」を記入する。
- ⑪ 写真帳[P77～78]
 事前調査資料を参照し、損傷変化の有無にかかわらず事前調査写真と同一箇所を全て撮影し、対比する。写真番号、記録方法等は事前調査の写真に準じて記入するとともに、確認した調査結果を赤で表記する。
 損傷変化がある場合は、その原因と状況を記載し、測定値を0.5mm単位で明記する。また、損傷が新規に発生した箇所については、追番で追加した写真を整理する。

- ⑫ 複合処理物件は、「複合処理の取扱方針」に基づき、今回工事、前回工事別に書類を作成し、工事区分ごとにインデックスを付け、見やすく整理する。

(2) 損害調査報告書 [P79]

- ① 事後調査実施確認一覧表 [P61～62]
- ② 損害状況確認一覧表 [P72～73]
- ③ 事後調査箇所案内図 [P65]
- ④ 損害調書 [P80]

複合、競合工事等の場合は、前回工事件名、受注者名、調査会社名等を備考欄に記入する。

- ⑤ 工事内訳書 [P81]

修理図面の記載項目をもとに作成する。また、単価については当局が定めるものを使用する。

- ⑥ 修理図面 [P82～83]

この図面は、見積上の基本となり工事内訳書を作成する資料であるから、必要条件を満たすように作図する。

事後調査における主な調査項目の損害状況、修理内容及び修理範囲を図示するとともに、建物その他工作物と当局工事側線（管渠、人孔、立坑等）を明記する。

第3 損害見積額の算定

1 算定方法

建物及びその他工作物の損害見積額の算定に当たっては、事後調査結果と原状回復を考慮した修復工法を選定し、表－2 積算表により適正な見積額を算定する。

2 算定上の注意事項

(1) 一般の建築物及びその他工作物

① 建物の沈下による損害

損害物件の機能回復に要する費用を見積るとともに従前の経済価値を失わないよう考慮する。揚屋工法によって費用を算定する場合は、揚屋の必要性、揚屋工法選定、構造検討等の資料も添付すること。

② 建物の沈下を伴わない主に振動による損害

損害内容とその建物の経年変化を考慮して損害見積額を積算する。

③ 工事施工前に傾斜している建物及びその他工作物

事前傾斜を考慮して損害見積額を積算する。

④ 沿道に面している箇所（門、塀、玄関、外壁、店舗等）は、美観を考慮した範囲の積算を行うことができる。

⑤ 現在製造・使用されていない材料・工法

修復物件において、現在製造、使用されていない材料、工法については、当該物件の機能及び価値を失わないように考慮し、同等品程度の材料・工法で積算する。

⑥ 試験費・手続費等が必要な場合

ガソリンスタンド、工場などの地下埋設配管等の状況調査で、試験費、手続費等が必要となる場合は、別途積算の上、試験費等の根拠資料を必ず添付する。

(2) 特別な建築物及びその他工作物

重要文化財に指定されている建築物、山門、碑等に損害が生じた場合は、専門の知識を有する者の評価を考慮して積算する。

(3) 建築物及びその他工作物を修復するに当たり、建築基準法及び消防法等の規定により一定の条件を具備する必要がある場合には、これに要する費用の全部又は一部を見積額に換算することができる。また、高さが2m 超の擁壁、又は塀は、造り替えに構造計算が必要となる場合があるので注意すること。

(4) 複合処理

今回の事前事後調査の結果と前回工事で損害を受けた箇所の修理状況の双方から、総合的に判断して今回損害見積額の算定を行う。

3 積 算 表

下表に従い、損害見積額を積算する。

表－2 積 算 表

工 種	積 算 内 容
1 仮 設 工 事	下記の工種において、必要に応じて積算する。ただし、下記の工種に含まれているものがあるので、重複しないよう注意する。
2 揚 屋 工 事	損害の状況と構造上の影響範囲を考慮して、積算する。
3 土 工 事	損害状況に応じて、必要範囲の積算をする。
4 コンクリート工事	土間コンクリート亀裂は打替えを積算し、土間コンクリート仕上げ亀裂はモルタル塗替え又は亀裂補修を積算する。
5 基 礎 工 事	損害状況により工法を選択し、積算する。
6 木 工 事	損害状況に応じた修理範囲の積算をする。
7 左 官 工 事	内外壁ともに損害箇所のみではなく、美観を考慮した範囲の積算を行うことができる。
8 防 水 工 事	損害状況に応じた修理範囲の積算をする。
9 タイル、石工事	石材の再利用が可能な場合は、取り外し、取付けを積算する。
10 内 外 装 工 事	内外装ともに損害箇所のみではなく、美観を考慮した範囲の積算を行うことができる。
11 塗 装 工 事	損害箇所のみではなく、美観を考慮した範囲の積算を行うことができる。
12 建具、ガラス工事	調整が可能なものは建付け直しを行い、不可能なものは撤去、新設を積算する。
13 屋 根 工 事	・瓦ずれの場合は、各補修費で積算する。 ・葺替を積算する場合は、損害状況により範囲を定める。
14 工 作 物	損害状況により工法を選択のうえ、積算する。
15 労 務 費	数量が極少で、上記の工種では積算が困難な時に使用する。
16 運 搬 処 分 費	調査内容に応じて、積込費、運搬費、処分費を積算する。ただし、上記の工種に含まれているものがあるので、重複しないよう注意する。
17 諸 経 費	当局が定める率の使用を原則とする。
18 そ の 他	・原状回復工事に伴う試験費、申請料等を積算する。 ・特殊性のある設備等（ダクト、ポンプ、業務用冷蔵庫など）は、見積書等を用いて積算する。

第4 調査資料の提出

1 事前調査資料

事前調査終了後、所管事務所の指示に従い、(1) 又は (2) のいずれかの形式で納品する。

(1) 紙媒体

(2) 電子データ

電子データ形式は全て Adobe PDF 形式とする。

2 事後調査資料

事後調査終了後、所管事務所に (1) を速やかに納品する。予備精査・精査の完了後に所管事務所の指示を受け、(2) を納品する。(事後調査報告書と損害調査報告書は別々の電子媒体で納品すること。)

(1) 紙媒体

(2) 電子データ

① 紙媒体で納品した全書類を、Adobe PDF 形式で納品する。

② 以下の書類は Microsoft Excel 又は Microsoft Word で加工可能な形式も納品する。

- ・ 事後調査実施確認一覧表
- ・ 損害状況確認一覧表
- ・ 工事損害写真説明表
- ・ 損害調書

③ 写真データは、日本産業規格 (JIS) に示される JPEG、TIFF や SVG 形式等とする。

※写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

※有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

3 電子データの納品時における注意事項

(1) 提出する電子媒体は CD-R または DVD-R を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、所管事務所の承諾を得ること。

(2) 受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行うこと。ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。なお、最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用すること。

(3) 提出する電子媒体には、以下に示す必要項目を記載すること。

① 工事番号

② 工事件名、分割協議回数

③ 工期

④ 受注者名

⑤ 調査会社名

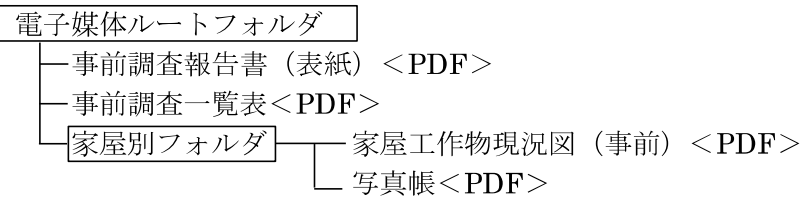
⑥ 報告書名称

⑦ ウイルスチェックソフト名、チェック年月日

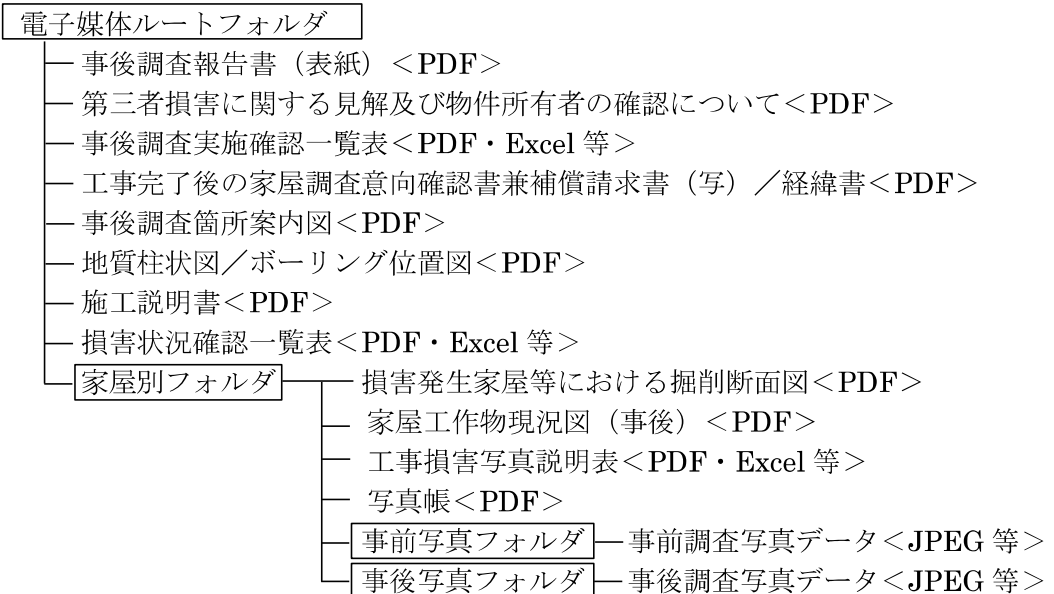
(4) 各電子データやファイルの命名については特に指定はしないが、報告書で綴られる書類の順番とおりに並ぶように配慮すること。

(5) 電子媒体には以下のフォルダ階層で格納すること。

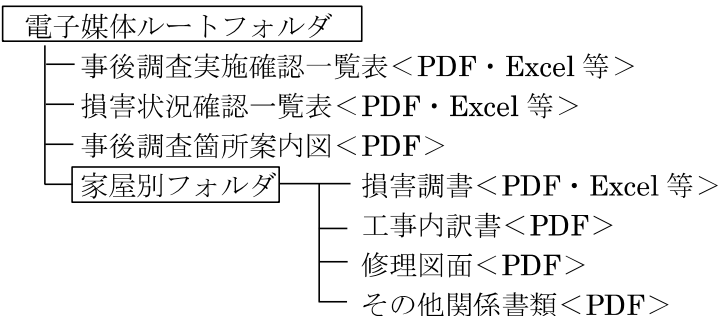
① 事前調査報告書



② 事後調査報告書



③ 損害調査報告書



補償に関する提出書類様式集

提出書類一覧表

	書類の名称	様式 ページ	提出部数		提出期限	備考
			正	副		
事前調査に関するもの	家屋調査を委託する調査会社届	4 5	1	3	工事着手日以前	
	事前調査報告書	4 6				
	添付書類	4 7～4 8				
	事前調査箇所案内図	4 9	1		工事着手日以前	紙媒体又は電子ファイルのいずれかの形式で納品する。(所管事務所の指示に従うこと。)
	家屋工作物現況図(事前)	5 0～5 1				
	写真帳	5 2				
	井戸実態調査書	5 3				井戸がある場合のみ作成する。
事後調査に関するもの	損害補償の処理計画書兼実施報告書	5 4	1		工事完了 30 日前	第 1 回目以降 2 か月ごとに報告する。
	〇〇工事に関因する第三者損害の補償に関する協定書	5 5～5 6	2		上記実施報告書 提出後速やかに	
	損害認定及び補償費の負担等に関する協議の依頼について	5 8	1	1	事後調査完了後 3 ヶ月以内	事後調査報告書とともに提出する。
	事後調査報告書	5 9				
	第三者損害に関する見解及び物件所有者の確認について	6 0				事後調査報告書の正は、協議書締結時に受注者に返還する。
	事後調査実施確認一覧表	6 1～6 2				
	工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書	6 3				
	経緯書	6 4	1	1	事後調査完了後 3 ヶ月以内	「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」が回収できない場合に作成する。
	事後調査箇所案内図	6 5				
	地質柱状図／ボーリング位置図	－				
	施工説明書	6 6～6 9				
	損害発生家屋等における掘削断面図	7 0～7 1				

	書類の名称	様式 ページ	提出部数		提出期限	備考
			正	副		
事後調査に関するもの	添付書類	損害状況確認一覧表				
		家屋工作物現況図（事後）				
		工事損害写真説明表	1	1	事後調査完了後 3ヶ月以内	
		写真帳				
	損害調査報告書	事後調査報告書データ（電子ファイル）	1	1	予備精査・精査 完了後速やかに	報告書の修正等対応完了後、所管事務所より提出指示を受けること。
		損害調査報告書				
		事後調査実施確認一覧表				
		損害状況確認一覧表				
		事後調査箇所案内図				
		損害調査書	1	1	事後調査完了後 3ヶ月以内	
		工事内訳書				
		修理図面				
		82～83				
損害補償に関するもの	第三者損害に対する補償費負担等に関する協議書	損害調査報告書データ（電子ファイル）	1	1	予備精査・精査 完了後速やかに	報告書の修正等対応完了後、所管事務所より提出指示を受けること。
	添付書類	協議書別紙明細書	2			
	請求書（局負担分）	97	2			
		98	2			
		87～89	2			必要部数だけ配布を受ける。 2部提出（受注者用・東京都下水道局用）
		90	1	1		証拠書類の原本をともに提出する。
	添付書類	和解承諾書及び補償金請求書（口座振込による支払用）				必要部数だけ配布を受ける。 2部提出（受注者用・東京都下水道局用）
		口座振込依頼書				

損 害 補 償 に 関 す る も の		書 類 の 名 称	様 式 ペー ジ	提出部数		提出期限	備 考
				正	副		
		補償金領収書	9 4 ～ 9 6	2			証拠書類の原本をともに提出する。
		和解折衝報告書	9 9	1		協議書取り交わし後 6 ヶ月後	第 1 回目以降 3 ヶ月ごとに提出する。
		未和解物件一覧	1 0 0				
	添 付 書 類	折 衝 記 録	1 1 3				折衝時（電話対応を含む。）には必ず記録する。

様式集目次

1 事前調査に関するもの

(1) 家屋調査を委託する調査会社届	45
(2) 事前調査報告書	46
(3) 事前調査一覧表	47
(4) 事前調査箇所案内図	49
(5) 家屋工作物現況図（事前）	50
(6) 写真帳	52
(7) 井戸実態調書	53

2 事後調査に関するもの

(1) 損害補償の処理計画書兼実施報告書	54
(2) 第三者損害の補償に関する協定書	55
(3) 下水道工事完了後の家屋調査のお知らせ	57
(4) 損害認定及び補償費の負担等に関する協議の依頼について	58
(5) 事後調査報告書	59
(6) 第三者損害に関する見解及び物件所有者の確認について	60
(7) 事後調査実施確認一覧表	61
(8) 工事完了後の家屋調査意向確認兼補償請求書	63
(9) 経緯書	64
(10) 事後調査箇所案内図	65
(11) 施工説明書	
① 施工説明書（例1 開削工法）	66
② 施工説明書（例2 推進工法・シールド工法）	68
(12) 損害発生家屋等における掘削断面図	70
(13) 損害状況確認一覧表	72
(14) 家屋工作物現況図（事後）	74
(15) 工事損害写真説明表	76
(16) 写真帳	77
(17) 損害調査報告書	79
(18) 損害調書	80
(19) 工事内訳書	81
(20) 修理図面	82

3 損害補償に関するもの

(1) 第三者損害に対する補償費負担等に関する協議書	84
(2) 協議書別紙明細書	86
(3) 和解承諾書及び補償金請求書（口座振込みによる支払用）	87
「補償対象者用・受注者用・東京都下水道局提出用」3枚綴り	

(4) 口座振込依頼書	90
(5) 和解承諾書及び補償金請求書（現金による支払用） 「補償対象者用・受注者用・東京都下水道局提出用」3枚綴り	91
(6) 補償金領収書（現金による支払用） 「補償対象者用・受注者用・東京都下水道局提出用」3枚綴り	94
(7) 請求書（局負担分）	97
(8) 請求内訳書	98
(9) 和解折衝報告書	99
(10) 未和解物件一覧	100

4 その他

(1) 事前調査資料のない物件の損害調査について	101
(2) 補償対象者氏名・住所変更届	102
(3) 官公署等の現物補償に関するもの	
① 第三者損害の現物補償に関する協議書	103
② 協議書別紙明細書	104
③ 施工承認について	105
④ 補償工事完了届	106
⑤ 補償工事の完了に伴う引渡しについて	107
⑥ 受領書	108
(4) 下水道工事のお知らせ	109
(5) 下水道工事施行前の家屋調査のお知らせ	110
(6) 家屋調査と補償金お支払までの流れ	111
(7) 下水道工事後の連絡先のお知らせ	112
(8) 折衝記録	113

補償に関する提出書類等様式作成上の注意事項

- 1 各様式にならって作成する。
- 2 各様式の色別表示は、意味が異なるので注意する。
 - (1) 黒は、変更せずに表示のとおり用いる。ただし、「家屋工作物現況図（事前・事後）」[P50～51、P74～75]、「修理図面」[P82～83]については、表示どおり使用するのではなく、個々の調査内容に合わせた図面を作成する。
 - (2) 赤は、記入例を表記してあるため、当該工事に合わせる。
 - (3) 青は、注意事項〔(注)と表記〕及び用紙サイズを示してあるため、表記しない。
- 3 提出後、訂正があった場合は誤記箇所二本線を引き正しく表記する。
また、様式の上部に訂正表示を明記し、押印する。

家屋調査を委託する調査会社届

○年○月○日

(注) 契約書の発注者名を記入する。

東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○ ○○ 殿

(注) 契約書と同一の住所等を記入する。

東京都新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役社長 下 水 道 雄

下記調査会社に調査を委託しましたのでお届けします。

工 事 番 号	○○○○第○○○○号
工 事 件 名	新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事
契 約 番 号	○○下経契士第○○○号
契 約 年 月 日	○年○月○日
工 期	契約締結の日の翌日から○○○日間
調査を委託する 調 査 会 社 名	株式会社下水設計 連絡先 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 (○○○○) ○○○○
当 社 の 補 償 事 務 担 当 者 名	連絡先 江戸 一郎 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 (○○○○) ○○○○

(注)

- 1 事前調査打合せを行う前に工事監督員へ提出する。
- 2 都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。
- 3 調査会社及び補償事務担当者に変更があった場合は、その都度提出する。

(A 4 タテ)

事前調査報告書

○年○月○日

1 工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

2 受注者名

下水道建設（株）

3 調査件数

事前調査件数	9 件
--------	-----

4 添付書類等

名称	備考
事前調査一覧表	全調査物件について作成
事前調査箇所案内図	
家屋工作物現況図（事前）	
写真帳	
井戸実態調書	井戸のある物件のみ作成

（注）事前調査報告書は、紙納品又はデータ納品とする。所管事務所の指示を仰ぐこと。

（A 4 タテ）

事前調査一覧表

家屋 番号	物件所在地	所有者住所	所有者名	連絡先（電話）	構造	基礎	用途	建築年月日	増改築 有無	井戸の 有無	事前調査年月日	調査員	立会者	備考
1	新宿区西新宿一丁目1 番1号	同左	東京 太郎	0000-0000	木造 2 階建	布基礎	住宅	昭和〇年〇月〇日	×	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	東京 太郎	
2	新宿区西新宿一丁目1番2号	千代田区大手町二丁目6 番2号	下水工業(株) 取締役 下水 一	0000-0000	S造 2 階建	杭基礎	事務所	平成〇年〇月〇日	×	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	総務部総務課 □□（職員）	
3	新宿区西新宿一丁目2番1号	同左	新宿 一郎・新宿 二郎	0000-0000	木造 2 階建	ベタ基礎	住宅	昭和〇年〇月〇日	〇	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	新宿 一郎	
4-1	新宿区西新宿一丁目2 番2号	同左	日本 太郎	0000-0000	軽量鉄骨造 2 階建	杭基礎	住宅	平成〇年〇月〇日	〇	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	日本 花子	
4-2	新宿区西新宿一丁目2番3号	新宿区西新宿一丁目5 番1号	日本 太郎	0000-0000	木造平屋	ベタ基礎	住宅	昭和〇年〇月〇日	×	〇	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	日本 花子（妻）	
5	新宿区西新宿二丁目1番1号	同左	東京 次郎	0000-0000	木造 2 階建	布基礎	住宅	昭和〇年〇月〇日	〇	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	東京 三郎 （息子）	
6	調査対象外		（解体済みのため）											
7-1	新宿区西新宿二丁目2番1号	同左	多摩 一男	0000-0000	S造 3 階建	杭基礎	住宅	昭和〇年〇月〇日	〇	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	多摩 一男	
7-2	新宿区西新宿二丁目2番1号	新宿区西新宿二丁目3番1号	多摩 次男	0000-0000	S造 3 階建	杭基礎	店舗	昭和〇年〇月〇日	×	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	多摩 次男	
8	新宿区西新宿二丁目2番2号	新宿区西新宿二丁目2番2号 101号室	△△管理組合 理事長〇〇 〇〇	0000-0000	RC造 3 階建	杭基礎	共同住 宅	平成〇年〇月〇日	×	×	〇年〇月〇日	〇〇〇 △△△	〇〇 〇〇 （理事長）	

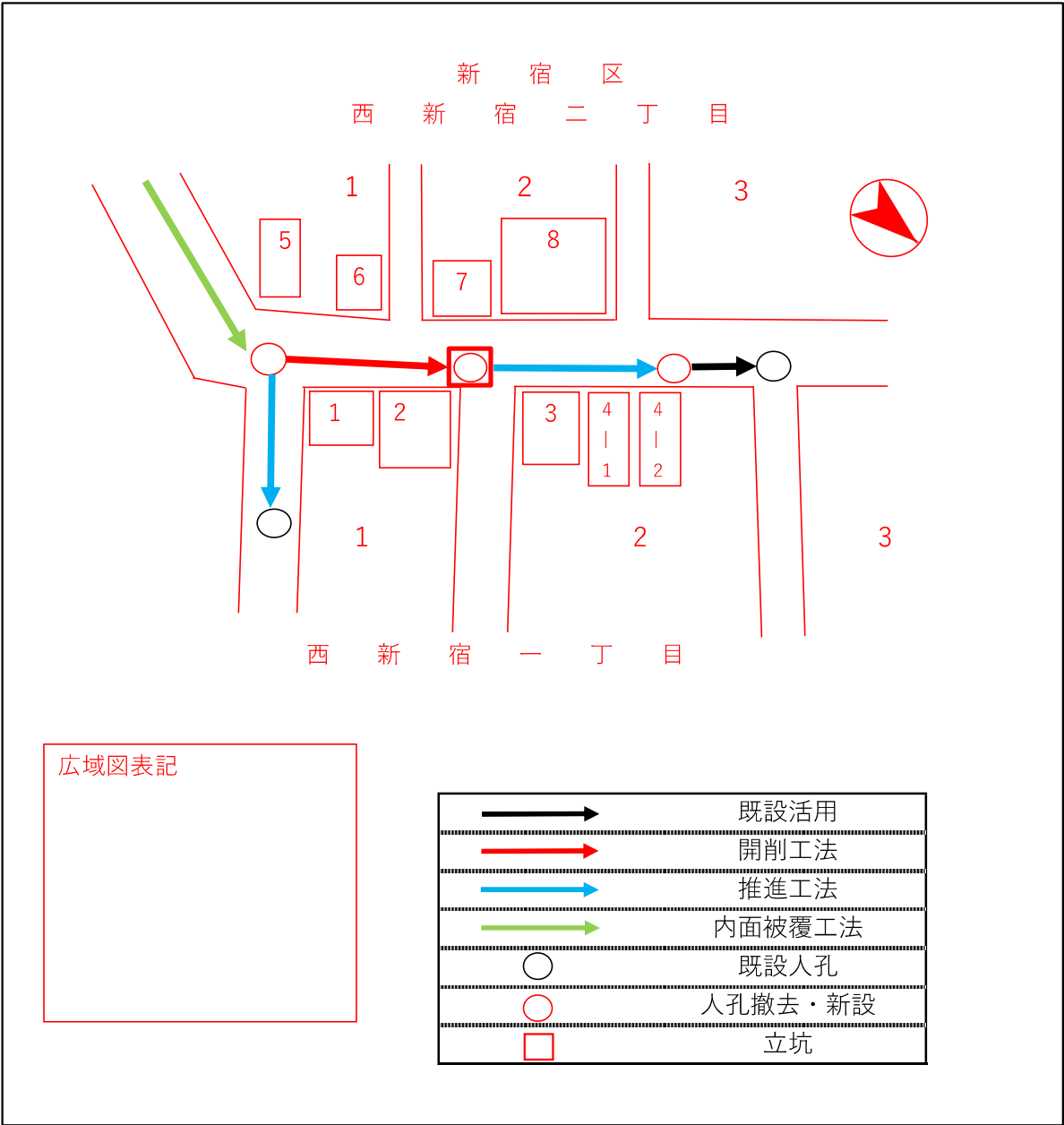
- （注） 1 マンションの管理組合については、理事長名を記載すること。
- 2 所有者が複数の場合、全員の氏名・住所・電話番号を記入する。全員フルネームを記載すること。（苗字が同一でも省略しないこと。）
住所が同一であれば、「所有者名」に全員の名前を記載の上、一行で記入すること。
- 3 記載できないほど多数の所有者がいる場合は、全所有者の住所・氏名記載した別紙を添付の上、「所有者住所」「所有者名」の欄に「別紙参照」と記載する。
ただし、委任状等により代表者が決まっている場合は、委任状の写しを添付の上、代表者の住所氏名等のみを記載することができる。
なお、備考欄に「委任状あり」とコメントを付すこと。
- 4 不動産業者や管理会社等が代理で調査立会等をする場合は、所有者名を明記した上で、その下に（代理）として不動産会社等の社名代表者名等を記載すること。
- 5 同一敷地内の複数物件、同一建物の複数所有者等の場合は、枝番処理をする。枝番の処理方法については、（手引：P26～27）参照。

事前調査箇所案内図

工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事



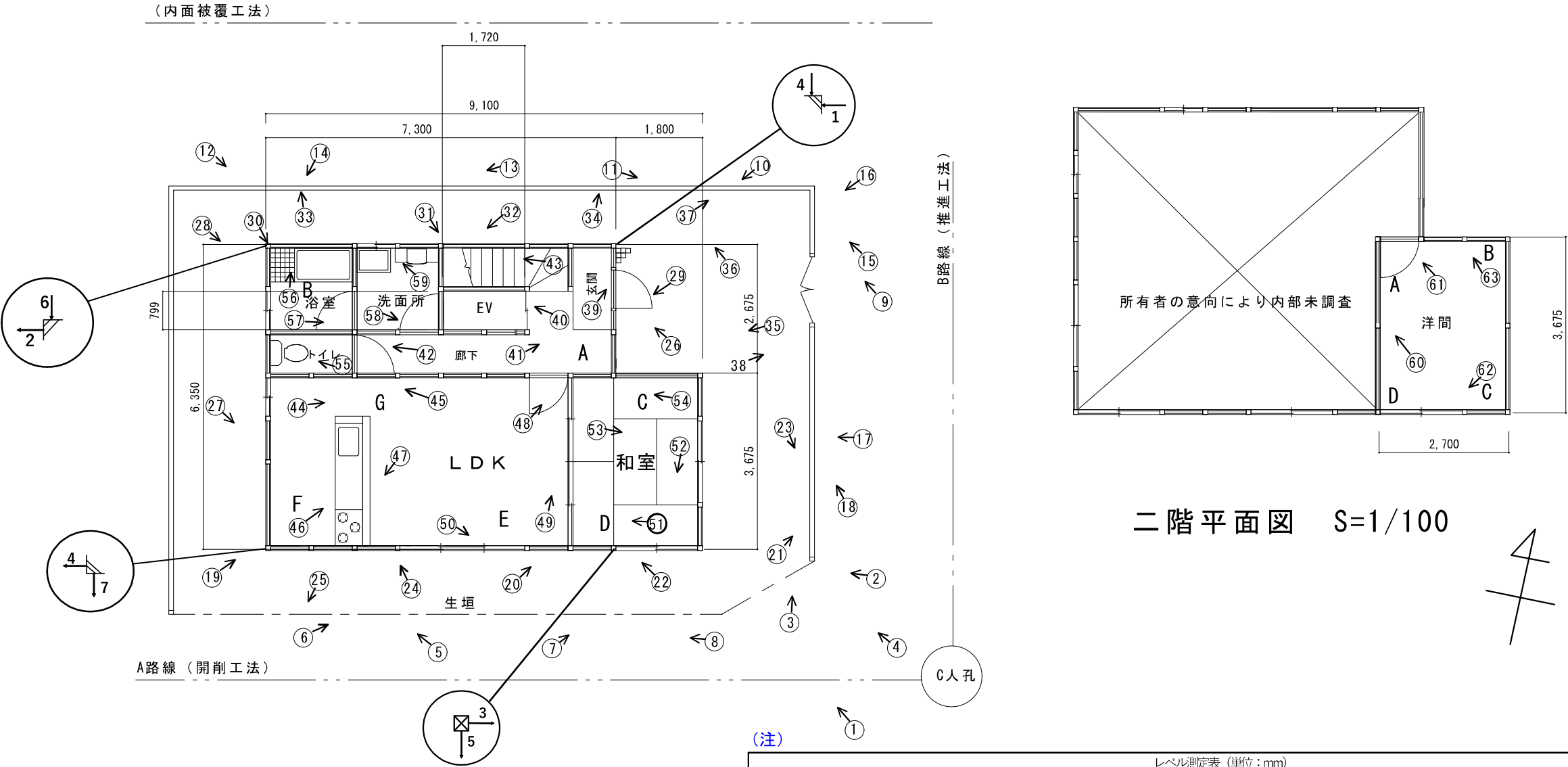
(注1) 原則 A 4 タテとし、A 3 ヨコも可

(注2) 図面内に町名及び街区符号を記載すること。

家屋工作物現況図（事前）

家屋番号	所有者氏名
1	東京 太郎

図示以外の階における事前調査は、所有者の意向により内部未調査



(注)

レベル測定表 (単位: mm)																
測定箇所	段差	事前			事後			差	測定箇所	段差	事前			事後		
		測定値	補正值	相対値	測定値	補正值	相対値				測定値	補正值	相対値	測定値	補正值	相対値
一階									二階							
A	0	925		0					A	0	930		0			
B	0	927		-2					B	0	931		-1			
C	-30	960	930	-5					C	0	940		-10			
D	-30	975	945	-20					D	0	941		-11			
E	0	940		-16												
F	-30	984	954	-29												
G	-30	980	950	-25												

(注) レベル測定表は、別紙添付でも可とする。

(A3ヨコ)

写 真 帳

		家屋番号	1
		事前写真	
事前調査写真 事前調査写真 事前調査写真	1	全景	
	2	1 階和室 内壁亀裂 W=5mm L=6cm	
	3	浴室 壁タイル現況	

(注) 1 各写真の説明については、調査項目、調査資料を参考の上、記入する。 (A4タテ)
 2 計測の単位は幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

井戸実態調書

工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

家屋番号	4-2	物件 所在地	新宿区西新宿一丁目2番3号		
所有者名	日本 太郎				
用 途	雑用水	業態又は 使用人数	5名	水道の有無	有
さく井年月	昭和25年5月		井戸形式	開放 密閉 打込	
揚水設備	揚水管径13mm 手押ポンプ 電動ポンプ (形式〇〇〇)		井戸給水 栓数	台 所〇個 便 所〇個 浴 室〇個 その他〇個	
井戸径	100cm	井 戸 使用量	0.5m ³ ／日	外 観	良
地盤高	0.9m	井戸枠高	0.27m	井戸深	3.70m
水面までの 距離	2.52m	水 深	1.18m	気 温	14℃
水 温	18℃	水 質	P H 7.8	注入箇所 からの距離	139m

調査員	玉石 石松	調査年月日	〇年〇月〇日	立会人	日本 花子 (妻)
備考					

(A4タテ)

○年○月○日

(注) 契約書の発注者名を記入する。
東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○ ○○ 殿

(注) 契約書と同一の住所等を記入する。
東京都新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役社長 下 水 道 雄

損害補償の処理計画書兼実施報告書

- 1 工事番号 0000第0000号
2 工事件名 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事
3 工期 ○年○月○日～ ○年○月○日
4 受注者 担当者名
補償担当: 江戸 一郎 (電話番号) ○○-○○○○-○○○○
現場担当: ○○ ○○ (電話番号) ○○-○○○○-○○○○
5 調査会社名 株式会社下水設計
担 当: 玉石 石松 (電話番号) ○○-○○○○-○○○○

計画・実施表

上段は赤で計画を示し、下段は黒で実施を示す。

時 期 項 目	○年												備 考
	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	
工事後の連絡先のお知らせの配布	—												予定件数○件 実施件数○件
地盤安定の確認	—	—	—										
下水道工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書の配布・回収					配布	回収							予定○件 実施○件 予定○件 実施○件
家屋調査の実施					—	—	—						予定件数○件 実施件数○件
報告書の作成・提出							—	—					
折衝予定											—	—	

遅延理由

- (注) 1 系統図を添付する。
2 工事完了の30日前までに計画書を作成・提出すること。その後、本書の報告は2か月毎に行う。なお、期日を2週間以上遅れて提出した場合は、遅延理由を明記のこと。
3 「下水道工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書の配布・回収」の備考欄は、左側に配布作業を、右側に回収作業の計画、実施件数を記入すること。
4 複合処理する物件がある場合は、前回工事の工事番号、件名、工期、受注者名、調査会社名を別紙で提出する。また、系統図で該当物件がある路線を青で示す。
5 都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

(A4タテ)

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因する 第三者損害の補償に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と受注者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇第〇〇〇〇号 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因して発生した第三者損害の補償事務に関し、【土木工事標準仕様書】第5章5.1.3の規定に基づき「損害補償の処理計画書兼実施報告書」が提出されたので、次のとおり協定を取り交わす。

（目的）

第1条 この協定は、第三者損害の補償事務に関する基本的事項を定め、相互の関係事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1） 第三者損害 下水道工事に起因して第三者の建物、工作物等に及ぼした損害をいう。
- （2） 補償事務 第三者損害の調査及び認定、補償金及び事後調査費用等の査定、和解折衝等をいう。
- （3） 補償金 下水道工事に係る第三者への補償金をいう。

（協定の適用範囲）

第3条 この協定の適用範囲は、別紙「事前調査箇所案内図」のとおりとする。

（補償事務の流れ）

- 第4条 乙は、甲の「損害補償実務の手引」に基づき事後調査を行う。事後調査は令和〇年〇月に甲と乙が協議の上、地盤安定の確認を行い、遅滞なく開始すること。
- 2 乙は事後調査終了後、事後調査報告書及び損害調査報告書（損害がない場合、損害調査報告書は不要。以下同じ。）（以下「事後調査報告書等」）という。）を速やかに提出する。
 - 3 事後調査終了後、乙の作成した事後調査報告書等により、甲が損害の認定、補償金及び事後調査費用等を算出する。
 - 4 算出された補償金に基づき、乙が和解折衝を行う。

（補償費用及び負担割合）

第5条 補償金、事後調査費用等及び負担割合については、別途協議する。

（連絡員の指定）

第6条 甲、乙は、補償事務を円滑に処理するために各々連絡員を定め、誠意を持って相互に協力しあうものとする。

(資料の作成及び提出)

第7条 乙は、「損害補償実務の手引」及び別途配布する「補償に関する提出書類の整理方法」に基づき事後調査報告書等を作成するものとする。なお、令和8年4月に改正のあった「損害補償実務の手引」に定める改正後の事後調査報告書等の様式は、令和8年10月1日から契約を締結する工事等から適用し、令和8年9月30日までに契約を締結する工事等にあつては、令和6年4月改正に定める様式により作成及び提出することができるものとする。

2 事後調査報告書等の提出は、紙媒体での納品とする。事後調査報告書等の電子ファイル及び写真データについては、精査又は予備精査完了後、別途納品するものとする。

(個人情報等の取扱について)

第8条 乙は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、業務上取得、作成した文書等の情報管理を徹底しなければならない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の条項の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都公営企業管理者

下水道局長 □ □ □ □ 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

代表者 □ □ □ □ 印

(注) 1 甲乙の名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

2 協定書第4条第1項の地盤の安定確認時期は、「損害補償の処理計画書兼実施報告書」の地盤安定の確認欄の記載を転記する。

3 協定書第7条の「補償に関する提出書類の整理方法」は、建設部掲示板から印刷したものを必ず協定書に添えて受注者に渡すこと。

(A4タテ)

下水道工事完了後の家屋調査のお知らせ

平素より、下水道事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

東京都下水道局が発注した「**新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事**」の完了に伴い、本工事後の家屋調査を実施いたします。お手数ですが、別紙「工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書」に必要事項をご記入の上、ご回答ください。

記

1 家屋調査とは

工事前後の周辺家屋等の状況を記録し、工事による影響の有無を確認するために行います。万が一損害が発生した場合、東京都が補償判断をします。

- * 工事施行前の家屋調査は、○年○月○日から ○年○月○日に実施済みです。
- * 裏面「家屋調査と補償金お支払までの流れ」も併せてご参照ください。

2 調査内容

- ・家屋等の屋外及び屋内の状況確認（屋外のみ状況確認也可）
- ・ひび割れの有無や傾き等の計測
- ・記録のための写真撮影 等
- * 調査は無料です。また、建物を傷つけるような作業は一切ございません。
- * 調査により取得した記録・情報につきましては、適切な保護措置及び管理を徹底の上、本調査目的以外には使用いたしません。

3 調査期間

○年○月中旬～ ○年○月中旬

- * 後日、調査員がご都合を伺いに参ります。ご希望の日時をお伝えください。

4 訪問する調査員について

下記家屋調査会社の調査員が調査に伺います。

株式会社下水設計（担当者：○○○○）

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- * 訪問する調査員は、東京都にて調査許可を受けております。
ご不安な場合は、下記本工事の確認窓口にて照会可能です。

【発注者（工事の確認窓口）】 東京都下水道局△△△事務所〇〇課〇〇担当

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【施工者（本チラシ発行者）】 下水道建設株式会社

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（担当者：○○○○）

（注）工事完了後、地盤の安定を待ち、当局職員の承認を得て、事前調査を行った全世帯へ配布する。
また、「家屋調査と補償金お支払までの流れ」[P111]を裏面（別紙）に印刷し、一緒に配布する。

（A4 タテ）

損害認定及び補償費の負担等に関する協議の依頼について

(注) 契約書の発注者名を記入する。

○年○月○日

東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○ ○○ 殿

(注) 契約書と同一の住所等を記入する。

新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役社長 下水 道雄

貴局発注の下記工事を施行し、「土木工事標準仕様書 第5章 5.1.4 事後調査」に基づき、工事後の工事損害補償業務を行いましたので、下記について協議願います。

記

1 工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

2 協議依頼内容

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ☐ 損害あり | ：【協議対象】補償限度額、事後調査費用、負担割合
家屋調査の結果、発生した損害は当社施行の下水道工事と因果関係を有しているものと判断しましたので、認定の上、協議願います。 |
| ☐ 全件損害なし | ：【協議対象】事後調査費用、負担割合
家屋調査の結果、全件損害なしとなりましたので、認定の上、協議願います。 |
| ☐ 家屋調査希望なし | ：【協議対象】事後調査費用、負担割合
物件所有者から家屋調査の請求がなく、当社施行の下水道工事に起因する損害は存在しないと判断しましたので、協議願います。 |

(注) 1 協議依頼内容欄の□にチェックを入れること。

2 都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

事後調査報告書

○年○月○日

1 工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

2 受注者名

下水道建設 (株)

3 調査件数

事後調査件数	7 件
--------	-----

(※参考 : 事前調査件数 9 件)

4 添付書類等

損害 あり	全件 損害 なし	家屋 調査 希望 なし	名称
☐	☐	☐	第三者損害に関する見解 及び 物件所有者の確認について
☐	☐	—	事後調査実施確認一覧表
☐	☐	☐	工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書 (写) / 経緯書
☐	☐	☐	事後調査箇所案内図
☐	☐	—	地質柱状図 / ボーリング位置図
☐	☐	—	施工説明書
☐	—	—	損害発生家屋等における掘削断面図
☐	☐	—	損害状況確認一覧表
☐	☐	—	家屋工作物現況図 (事後)
☐	☐	—	工事損害写真説明表
☐	☐	—	写真帳
<データ納品時チェック欄>			
☐	☐	☐	事後調査報告書 電子データ (CD-R又はDVD-R)

- (注) ・「4 添付書類等」の欄は、「損害あり」「全件損害なし」「家屋調査希望なし」のケースごとに添付書類の有無を確認し、□にチェックを入れること。
- ・家屋調査希望なしの場合の事後調査箇所案内図は、事前調査箇所案内図の表題を変えて作成すること。
 - ・「損害発生家屋等における掘削断面図」は、損害が発生した家屋等のみ作成すること。
 - ・「事後調査報告書データ (CDデータ)」は予備精査・精査の修正対応完了後、別途各所に納品すること。
- (A 4 タテ)

第三者損害に関する見解 及び 物件所有者の確認について

1 工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

2 第三者損害に関する見解

この損害は、新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に伴う開削工事(鋼矢板工法、掘削深3.98m、水位GL-0.7m)施工中の湧水汲上げが原因で生じた地盤沈下によるものであり、沈下は現在5mm～25mmに達した状態で安定しています。

当現場の状況は、下町特有の軟弱地盤で湧水も多く、また、区画整理も行われていない曲がった道路であり、そこに污水管、雨水管を埋設する施工条件の悪い場所です。

この損害は、当該工事に起因して生じたものと認められます。

3 物件所有者の確認

本工事の影響範囲内における物件の所有者については、下記現場代理人が確認済みです。

下水道建設株式会社

現場代理人 甲野 太郎

(注) ・第三者損害に関する見解は、具体的な工事概要(工法、掘削深、水位等)、沈下値、現場状況等を記入すること。

- ・第三者損害に関する見解は、工事件名ごとの損害発生起因の例示であるが、2つ以上の工事による競合工事若しくは複合工事又は継続工事による発生起因の場合は、関連する工事件名、工期、受注者名についても付記すること。
- ・当該工事に起因する損害に対し、受注者が本補修している場合でも、第三者損害に関する見解を記入すること。
- ・当該工事起因の全損害が本補修済みで、損害見積額がない場合、見解の末尾に以下のような文言を記載すること。

(例:「なお、当該損害については、受注者本補修済み。」)

(A4タテ)

事後調査実施確認一覧表

添付書類枚数	意向確認書兼補償請求書	8枚	9枚
	経緯書	1枚	

家屋 番号	物件所在地	所有者住所	所有者名	連絡先（電話）	連絡先（メール）	連絡先（担当者名等）	意向確認	家屋調査 実施	備考
1	新宿区西新宿一丁目1番1号	同左	東京 太郎	0000-0000	〇〇@〇〇〇.jp		調査希望	○	
2	新宿区西新宿一丁目1番2号	千代田区大手町二丁目6番2号	下水工業(株) 取締役 下水 一	0000-0000	〇〇@〇〇〇.jp	総務部総務課 □□	調査希望	○	
3	新宿区西新宿一丁目2番1号	同左	新宿 一郎・新宿 二郎	0000-0000			調査希望	○	
4-1	新宿区西新宿一丁目2番2号	同左	日本 太郎	0000-0000			辞退	×	
4-2	新宿区西新宿一丁目2番3号	新宿区西新宿一丁目5番1号	日本 太郎	0000-0000			調査希望	○	
5	新宿区西新宿二丁目1番1号	同左	東京 次郎	0000-0000			経緯書のとおり	×	
6	欠番								第二回提出予定
7-1	新宿区西新宿二丁目2番1号	同左	多摩 一男	0000-0000	〇〇@〇〇〇.jp		調査希望	○	
7-2	新宿区西新宿二丁目2番1号	新宿区西新宿二丁目3番1号	多摩 次男	0000-0000			調査希望	○	
8	新宿区西新宿二丁目2番2号	新宿区西新宿二丁目2番2号 101号室	△△管理組合 理事長〇〇 〇〇	0000-0000			調査希望	○	

- （注） 1 マンションの管理組合については、理事長名を記載すること。
2 所有者名は、「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」の本人直筆書類で必ず確認すること。略字等は不可。
3 所有者が複数の場合、全員の氏名・住所・電話番号を記入する。全員フルネームを記載すること。（苗字が同一でも省略しないこと。）
住所が同一であれば、「所有者名」に全員の名前を記載の上、一行で記入すること。
4 記載できないほど多数の所有者がいる場合は、全所有者の住所・氏名記載した別紙を添付の上、「所有者住所」「所有者名」の欄に「別紙参照」と記載する。
ただし、委任状等により代表者が決まっている場合は、委任状の写しを添付の上、代表者の住所氏名等のみを記載することができる。
なお、備考欄に「委任状あり」とコメントを付すこと。
5 不動産業者や管理会社等が代理で調査立会等をする場合は、所有者名を明記した上で、その下に（代理）として不動産会社等の社名代表者名等を記載すること。
6 「意向確認」項目は、所有者から提出された「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」[P63]の家屋等の調査希望に従い、調査希望又は辞退と記入する。
7 所有者から「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」の回収を断られた場合は、経緯書[P64]と同等内容の書面を添付の上、経緯書のとおりと記入する。
8 分割処理で本報告書とは別に報告する物件がある場合は、欠番扱いとして備考欄に「第一回提出済」「第二回提出予定」等を記載。
9 同一敷地内の複数物件、同一建物の複数所有者等の場合は、枝番処理をする。枝番の処理方法については、（手引：P26～27）参照。

※「□」に✓を入れ、必要事項についてご記入ください。

家屋番号

工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書

○年 ○月 ○日

下水道建設株式会社 殿

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に伴う、工事完了後の家屋調査の実施について、

☒ 家屋等の調査を希望します。

調査の結果、工事損害があった場合には補償を請求します。

☐ 家屋等の調査は辞退します。

今後、東京都下水道局に対して、家屋等調査の実施を希望しなかった箇所の家屋等損害に関する異議の申し立てはいたしません。

* 家屋等所在地	新宿区西新宿一丁目1 番1号
----------	----------------

家屋等所有者	* 住所	新宿区西新宿一丁目1 番1号
	* 氏名	東京 太郎
	* 電話	0000-0000
	メール アドレス	〇〇@〇〇〇.jp

(※：必須記入項目)

※調査を希望する方は以下の欄についてもご記入ください。(複数回答可)

調査希望箇所	☐ 家屋等の屋内全体	☒ 家屋等の屋内一部	☒ 家屋等の屋外 (外壁、土間・塀・門扉等)		
希望する連絡方法	☒ 直接訪問	☐ 電話	☐ メール		
連絡の つきやすい 時間帯	午前中 (10～12時)	昼 (12～13時)	午後 (13～16時)	夕方 (16～18時)	夜 (18時～21時)
	☐	☐	☒	☒	☐
<申出事項等>					

<注意事項>こちらの書類は、必ず家屋等の所有者の方がご記入ください。

(注) 複数の所有者がいる場合、同一住所であれば2人目以降の住所・電話番号は省略可とする。
それ以外は全員の氏名・住所・電話番号が確認できるようにすること。(別紙等添付可)
(A 4 タテ)

経 緯 書

工事件名	新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事			
家屋番号	5	物件 所在地	新宿区西新宿二丁目1番1号	
所有者名	東京 次郎			
日時	所有者等氏名	連絡方法	対応内容	記入者名
○年 ○月○日 00:00~00:00	(東京 次郎) ☒ 所有者 ☐ 親族等同居人 ☐ 使用人 ☐ その他	☒ 対面 ☐ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 ()	訪問するも不在。書類一式を投函。	○○(株) △△
○年 ○月○日 00:00~00:00	(東京 次郎) ☒ 所有者 ☐ 親族等同居人 ☐ 使用人 ☐ その他	☒ 対面 ☐ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 ()	訪問し、「工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書」について説明。調査は必要ない、書類に署名したくないとの返答。	○○(株) △△
○年 ○月○日 00:00~00:00	(東京 次郎) ☒ 所有者 ☐ 親族等同居人 ☐ 使用人 ☐ その他	☒ 対面 ☐ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 ()	訪問し、再度「工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書」について署名をお願いしたが、前回同様書類には署名したくないとの返答。	○○(株) △△
	() ☐ 所有者 ☐ 親族等同居人 ☐ 使用人 ☐ その他	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 ()		
	() ☐ 所有者 ☐ 親族等同居人 ☐ 使用人 ☐ その他	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 ()		

- (注) 1 「工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書」が提出されず、家屋調査を実施しなかった場合は工事完了後の対応を記入し、経緯書を作成すること。
- 2 経緯書については当様式に限らないが、当書式と同等の項目は記入すること。
- (A 4 タテ)

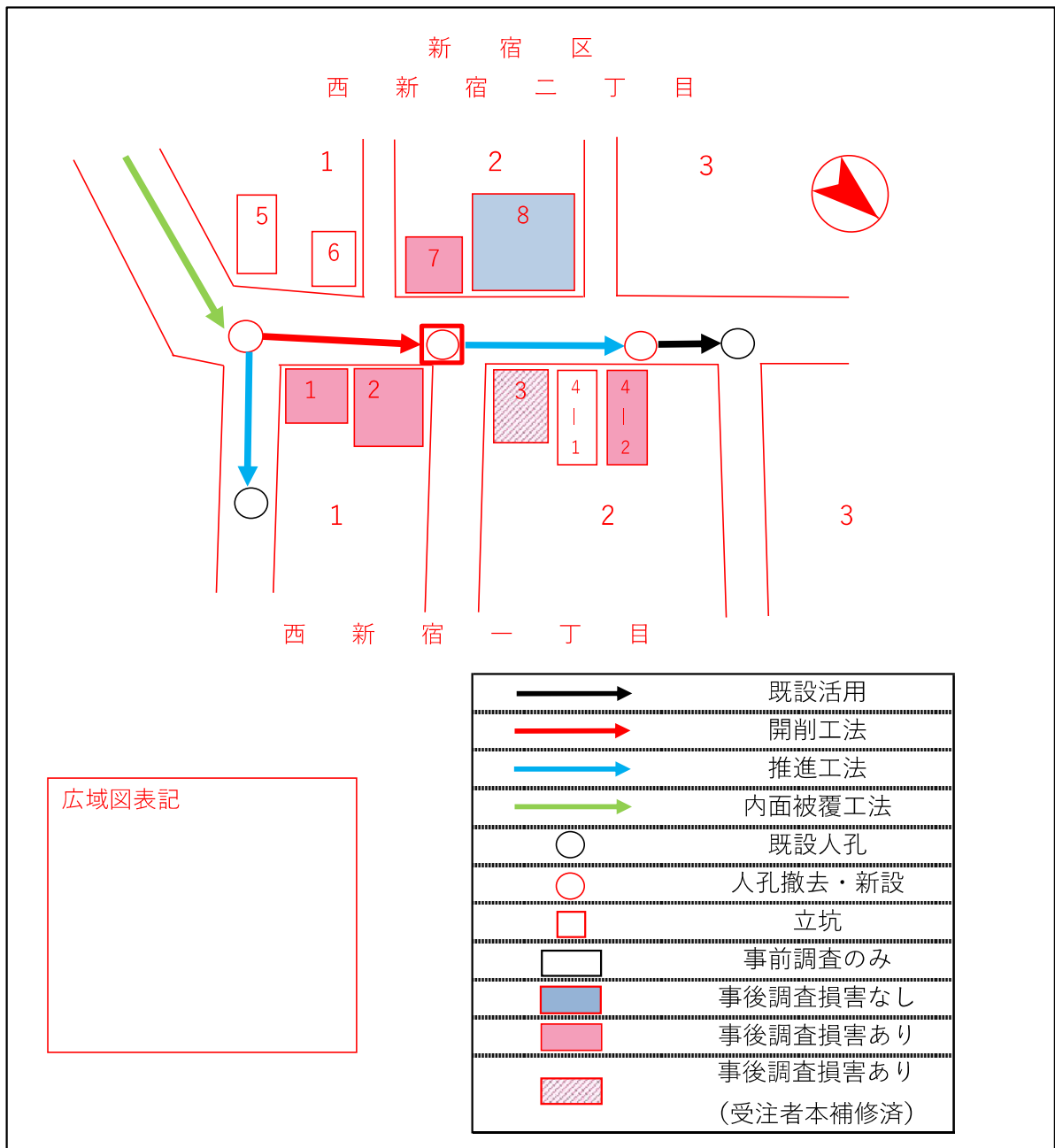
事後調査箇所案内図

工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)



- (注) 1 原則 A 4 タテとし、A 3 ヨコも可
- 2 案内図には、工事施工路線等（立坑、人孔箇所等も）を記載する。
また、開削、シールド、推進、非開削等が混在する場合は色分けし、凡例を記載する。
- 3 図面内に町名及び街区符号を記載すること。

(例 1 (開削工法))

施 工 説 明 書

工事件名

0414-6123

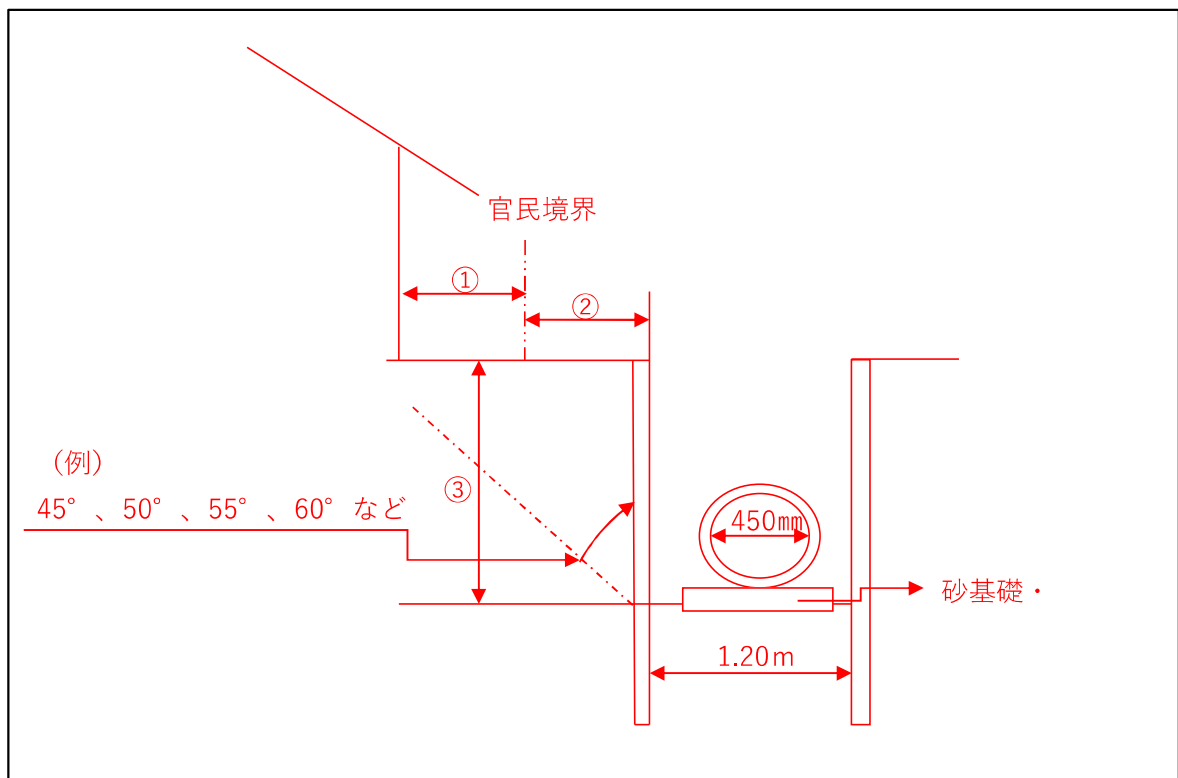
新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

路線・人孔名 (A路線)

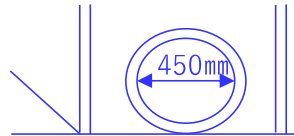
管渠（内径 450mm）埋設の工法は、下図に示すとおり開削によるものである。
山留工法としては、軽量鋼矢板（長さ 3.0 m）を用い油圧式杭圧入引抜機にて打ち込み、引き抜きを行った。
掘削は、バックホーを主に使用した。
埋め戻しは、下記の管渠敷設後、全断面について砂埋め、締固めを行い、その後矢板材を慎重に引抜いた。
施工延長を 20 m 毎に区切って施工し、逐次工事を進めた。

< 掘 削 断 面 概 略 図 >



(A 4 タテ)

- (注) 1 工事後の家屋調査を実施した家屋等が影響範囲に存在する施工した全路線、人孔等に対して施工説明書を作成すること。
- ただし、内面被覆工法や掘削を伴わない改造人孔は、作成を不要とする。
- 2 掘削断面概略図は、掘削深さができる限り深い、代表的な調査物件との位置を図示すること。また、①官民境界までの距離、②側線からの距離、③掘削深の位置を図内に表示させること。
- 3 掘削断面概略図に表示する建物は、下水道管の下流に向かって表示する。(右、左)
- 4 掘削断面概略図には、掘削床付け位置から影響線を表示し、その影響角度を記入する。
(例：45°、50°、55°、60° など)
- 5 基礎のない場合の記載例



(例 2 (推進工法・シールド工法))

施 工 説 明 書

工事件名

0414-6123

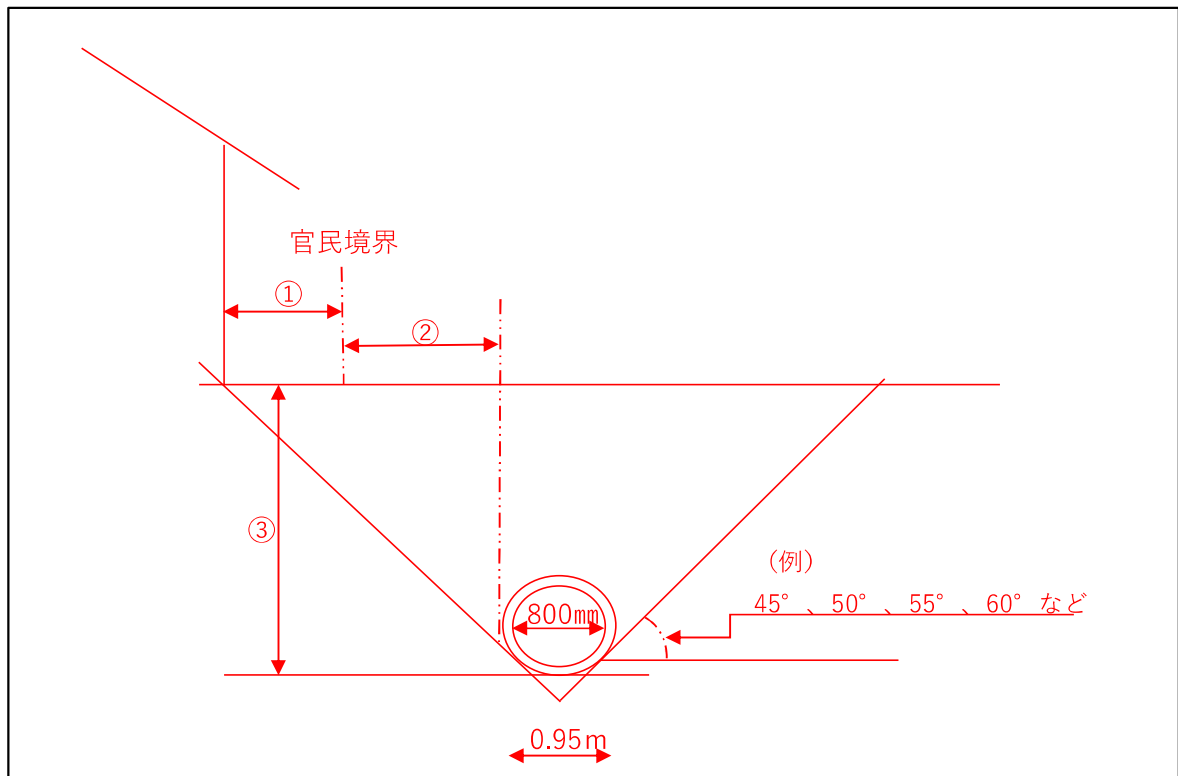
新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

路線・人孔名 (B路線)

管渠（内径 800mm）埋設の工法は、下図に示すとおり推進工法（シールド工法）によるものである。

< 掘 削 断 面 概 略 図 >



(A 4 タテ)

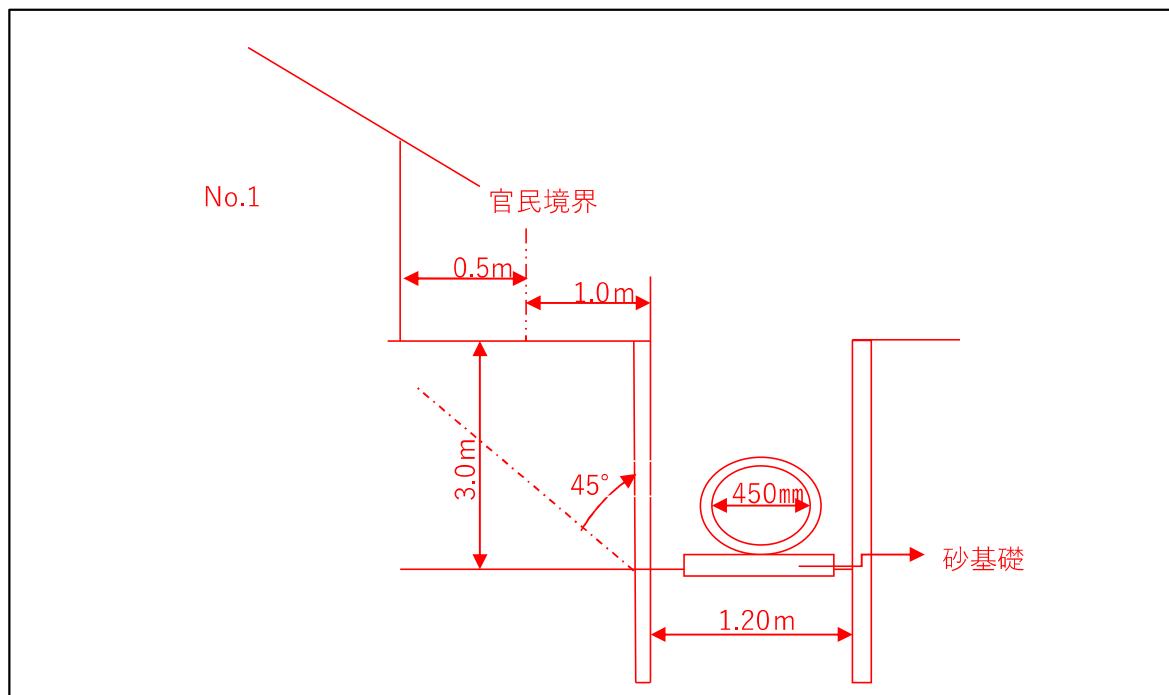
- (注) 1 工事後の家屋調査を実施した家屋等が影響範囲に存在する施工した全路線、人孔等に対して施工説明書を作成すること。
- 2 掘削断面概略図は、掘削深さができる限り深い、代表的な調査物件との位置を図示すること。また、①官民境界までの距離、②側線からの距離、③掘削深の位置を図内に表示させること。なお、②は掘進機外径が対象物件に最も近い位置から官民境界までの距離とする。
- 3 断面概略図に表示する建物は、下水道管の下流に向かって表示する。(右、左)
- 4 掘削断面概略図には、掘進機位置から影響線を表示し、その影響角度を記入する。
(例：45°、50°、55°、60° など)

損害発生家屋等における掘削断面図

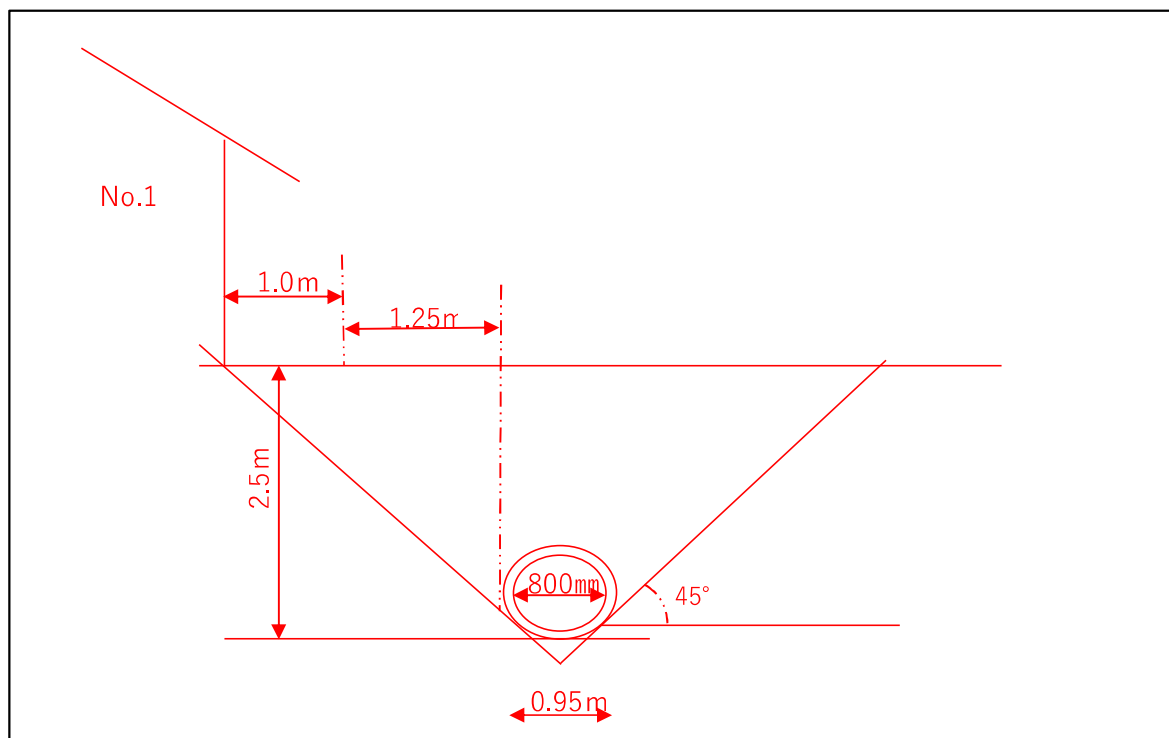
家屋番号

1

路線・人孔名 (A路線)

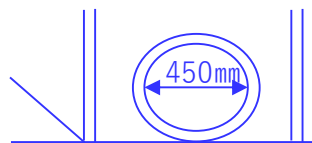


路線・人孔名 (B路線)



(A 4 タテ)

- (注) 1 損害が発生した全物件について、工事と調査物件との位置を明示する。
- 2 損害発生物件に近接する 施工した全路線、全人孔等 に対して掘削断面図を作成すること。ただし、内面被覆工法や掘削を伴わない改造人孔は、作成を不要とする。
- 3 調査対象物件の図に、事後調査実施確認一覧表の家屋番号を記載する。
- 4 断面図に表示する建物は、下水道管の下流に向かって表示する。（右、左）外構（門・柵・塀）がある場合は、その位置も記載する。
- 4 調査対象物件の配置に沿った図にすること（同じ図を使用し、数値等だけを変更しないこと）。
- 開削工事における掘削深さ・掘削幅・官民境界までの距離、シールド工事または推進工事における埋設深さ・掘進機外径・官民境界までの距離は縮尺を整合させること。
- 5 シールド工事または推進工事の場合は、掘進機外径が対象物件に最も近い位置から官民境界までの距離を記載する。
- 6 工事側線側に他の物件がある場合は、工事側線から対象物件までの距離を明記すること。
- 7 掘削断面図には、影響線[※]を表示し、その影響角度を記入する。
（例：45°、50°、55°、60° など）
- ※ 開削工法：掘削床付け位置からの影響線
シールド工事または推進工事：掘進機位置からの影響線
- 8 基礎のない場合の記載例



損 害 状 況 確 認 一 覧 表

レコード
の開始行

工事番号	分割協議回数	家屋番号	物件所在地	構造	基礎	用途	建築年月日	増改築有無	調査床面積(㎡)	損害の概要	損害見積額(円)	修復対象物	休業・移転日数(日)	備考	路線・人孔名	官民境界までの距離①(m)	側線からの距離②(m)	掘削深③(m)	地質	沈下最大(mm)
0414-6123	第一回	1	新宿区西新宿一丁目1番1号	木造二階建	布基礎	住宅	昭和○年○月○日	×	61.51	土間破損、基礎クラック等	300,000	建物			A路線	0.50	1.00	3.00	細砂	0
															B路線	1.00	1.25	2.50	シルト	0
															C人孔	1.50	1.00	2.45	シルト	0
0414-6123	第一回	2	新宿区西新宿一丁目1番2号	S造2階建	杭基礎	事務所	平成○年○月○日	×	100.10	外壁亀裂、土間破損	200,000	工作物			A路線	0.50	1.00	3.10	細砂	0
															D人孔	1.40	1.30	3.20	細砂	0
0414-6123	第一回	3	新宿区西新宿一丁目2番1号	木造2階建	ベタ基礎	住宅	昭和○年○月○日	○	150.00	本補修済	0				E路線	0.70	1.85	2.50	シルト	0
0414-6123	第一回	4-2	新宿区西新宿一丁目2番3号	木造平屋	ベタ基礎	住宅	昭和○年○月○日	×	0.00	タイル破損	80,000	工作物			E路線	0.80	1.85	2.60	シルト	0
															F人孔	0.50	1.00	3.50	細砂	0
0414-6123	第一回	7-1	新宿区西新宿二丁目2番1号	S造3階建	杭基礎	住宅	昭和○年○月○日	○	0.00	損害なし	0				A路線	0.50	1.50	3.20	細砂	0
															D人孔	2.00	1.80	3.20	細砂	0
0414-6123	第一回	7-2	新宿区西新宿二丁目2番1号	S造3階建	杭基礎	店舗	昭和○年○月○日	×	55.00	建具開閉不良	100,000	内装			A路線	0.50	1.50	3.20	細砂	0
															D人孔	2.00	1.80	3.20	細砂	0
0414-6123	第一回	8	新宿区西新宿二丁目2番2号	RC造3階建	杭基礎	共同住宅	平成○年○月○日	×	0.00	損害なし	0				E路線	0.50	1.00	2.40	シルト	0

- (注) 1 損害状況確認一覧表は、家屋等の事後調査を実施した物件について記載すること。
- 2 表題「損害状況確認一覧表」は、セルに直接入力せず、テキストボックスで表記すること。また、各セル内の文字は改行をしないこと。折り返して全体を表示すること。
- 3 家屋等に複数の路線や人孔が接する場合は、行を追加し「路線・人孔名」～「沈下最大 (mm)」までの項目に必要な情報を入力する。（内面被覆工法や掘削を伴わない改造人孔については入力不要。）
 なお、追加した行において「レコードの開始行」～「備考」までの欄は空欄とする。（セル結合不可。家屋番号等の物件情報を記入している行の内容をコピーして貼り付けない。）
- 4 以下の内容に注意して各項目を記入する。

「レコードの開始行」家屋番号等の物件情報をを記入する行に「*（半角アスタリスク）」を記入する。

「用途」住宅、店舗、店舗併用住宅、共同住宅等、端的な単語で記入する。

「損害の概要」受注者の本補修により損害見積額が発生しない場合、「本補修済」と記入する。

「損害見積額」損害なしの場合は、損害見積額は0（ゼロ）と表記する。

「修復対象物」「建物・建物(揚屋)・工作物・内装・墓石」のいずれかを記入する。（手引：P32）参照。ただし、本補修済の損害については記入しない。

「休業・移転日数」休業又は移転が発生する場合、その日数を記載する。（必要に応じ、引越し等の準備期間を含んだ日数とすることができる。）工程表についても添付すること。

「備考」全体・部分揚屋工法で算定している場合や、複合処理・競合処理の場合等にその旨記入する。

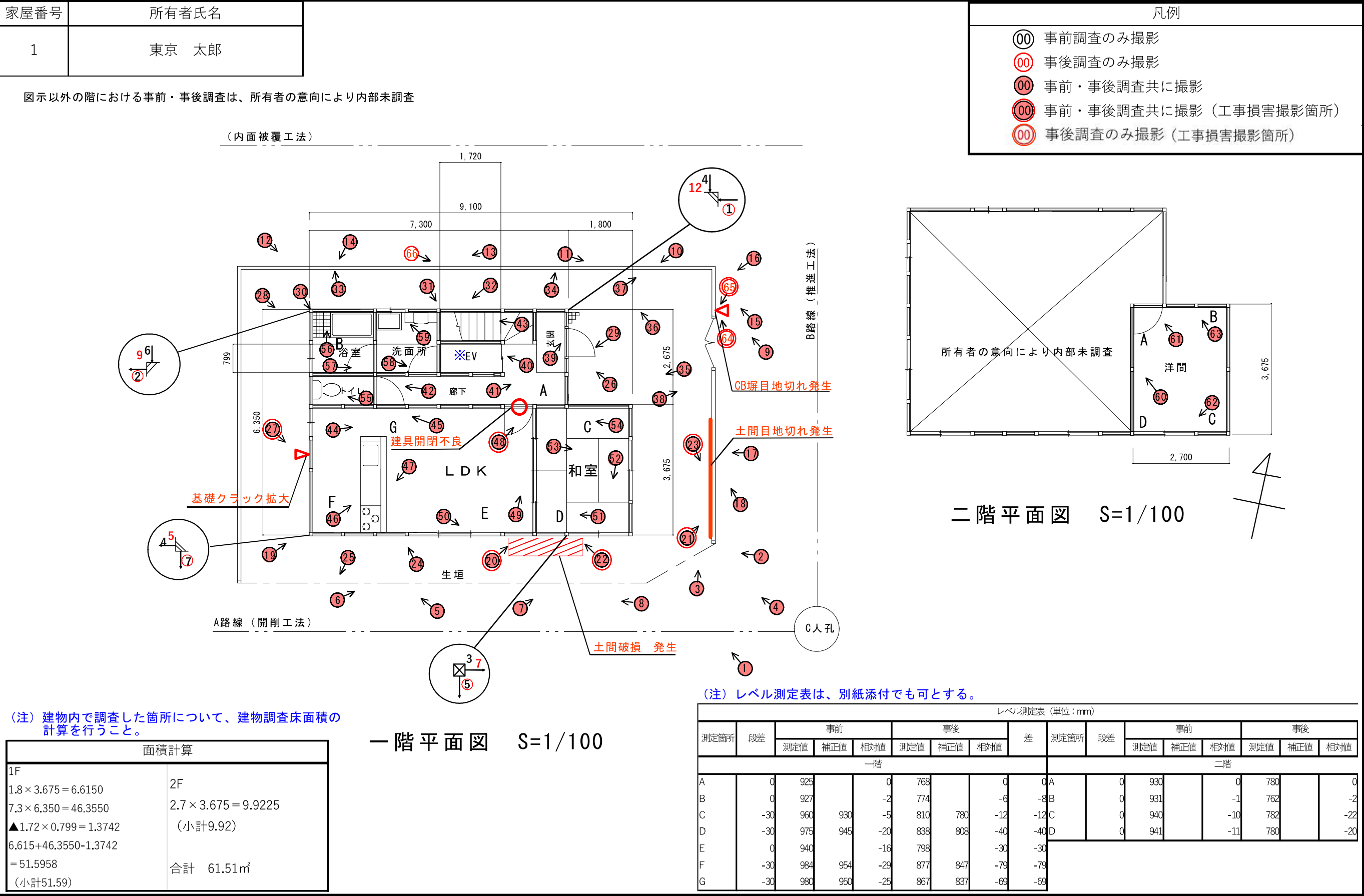
「官民境界までの距離①」施工説明書で図示した位置について、家屋等ごとに数値を記入する。

「側線からの距離②」同上

「掘削深③」同上

「地質」開削工事の場合は掘削床付の地質を記入する。（立杭工事含む）シールド・推進工事の場合は、掘削部分の地質を記入する。

家屋工作物現況図（事後）



工 事 損 害 写 真 説 明 表

工事前 調査年月日 年 月 日

工事後 調査年月日 年 月 日

家屋番号	1	物件 所在地	新宿区西新宿一丁目1 番1号			
構 造	木造二階建			損害の概要	土間破損、 基礎クラック等	
用 途	住宅	建築年月日	昭和○年○月○日			
所有者名	東京 太郎					
調 査 員	事前	○○○ △△△		立 会 者	事前	東京 太郎（了承済み）
	事後	○○○ △△△			事後	東京 春子（妻）
写真 番号	撮影箇所		受注者による本補修時記入欄			
			本補修の内容	所有者 承諾有無	備考	
8	土間破損					
21	【本補修前】土間目地切れ					
23	【本補修前】土間目地切れ（拡大）					
27	基礎クラック拡大					
64	CB塀目地切れ					
65	CB塀目地切れ					
68	【本補修中】土間目地切れ					
69	【本補修中】土間目地切れ		土間目地隙間補修	有	承諾書類あり	

（注）【立会者】

- ・所有者に立ち会ってもらえない場合は、所有者名及び「了承済み」と記載する。
- ・所有者以外が立ち会った場合、立会者氏名及び所有者との関係を記載する。
- ・法人等の所有物件の場合、立会者の所属（課、係）及び立会者氏名を記載する。
- ・不動産業者や管理会社等の場合、会社名及び立会者氏名を記載する。

【写真番号・撮影箇所・受注者による本補修時記入欄】

- ・当該工事起因となる工事損害が撮影されている箇所のみ記載すること。
- ・工事損害を受注者が本補修した場合、本補修の内容、所有者の承諾有無を記入すること。（仮補修の場合は記入しない。）
- ・工事損害が発生していない場合、「工事損害なし」と記載すること。（A 4 タテ）

写 真 帳

家屋番号		1
------	--	---

事後写真

1

全景

2

CB塀 現況
変化なし

3

土間隙間
拡大

W=5mm L=310cm
(申出)

事後調査写真

事後調査写真

事後調査写真

事前写真

1

全景

2

CB塀 現況

3

土間 隙間

W=1mm L=30cm

事前調査写真

事前調査写真

事前調査写真

(注) 1 原則として事後調査写真には、対応する事前調査写真を添える。事後及び事前写真は、見開きで対照できるように製本する。
2 損害の発生、拡大は、赤で表記する。また、計測の単位は幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
3 写真撮影時等の注意事項（手引P30）の記載内容に沿って写真を整理をすること。

(A 3 ヨコ)

損 害 調 査 報 告 書

○年○月○日

1 工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

2 受注者名

下水道建設 (株)

3 損害発生件数、損害見積額 総計

損害発生件数	4 件	損害見積額 総計	680,000 円
--------	-----	----------	-----------

4 添付書類等

名称		備考
☐	事後調査実施確認一覧表	事後調査報告書と同じ書類を添付
☐	損害状況確認一覧表	
☐	事後調査箇所案内図	
☐	損害調書	損害発生案件のみ作成
☐	工事内訳書	
☐	修理図面	
☐	その他関係書類	

<データ納品時チェック欄>

☐	損害調査報告書 電子データ (CD-R又はDVD-R)
--------------------------	-----------------------------

- (注) ・損害調査報告書は、損害が発生した案件が含まれる工事のみ作成すること。
 ・提出書類について「4 添付書類等」の欄の□にチェックを入れること。
 ・「損害調査報告書 電子データ」は予備精査・精査の修正対応完了後、別途各所に納品すること。

(A 4 タテ)

損 害 調 書

工事前 調査年月日 年 月 日

工事後 調査年月日 年 月 日

家屋番号	1	物件 所在地	新宿区西新宿一丁目1 番1号		
所有者名	東京 太郎				
工 種	単 位	数 量	金 額 (円)	備 考	
○○○○○○○	式	1	0,000,000		
○○○○○○○○○	式	1	00,000		
○○○○○○○	式	1	000,000		
○○○○○○○○○	式	1	0,000,000		
○○○○○	式	1	0,000		
合 計					
【備考欄】					

(注) 複合・競合処理した物件は、備考欄に関係工事の件名、受注者名、調査会社名を記入する。
(A 4 タテ)

工事内訳書

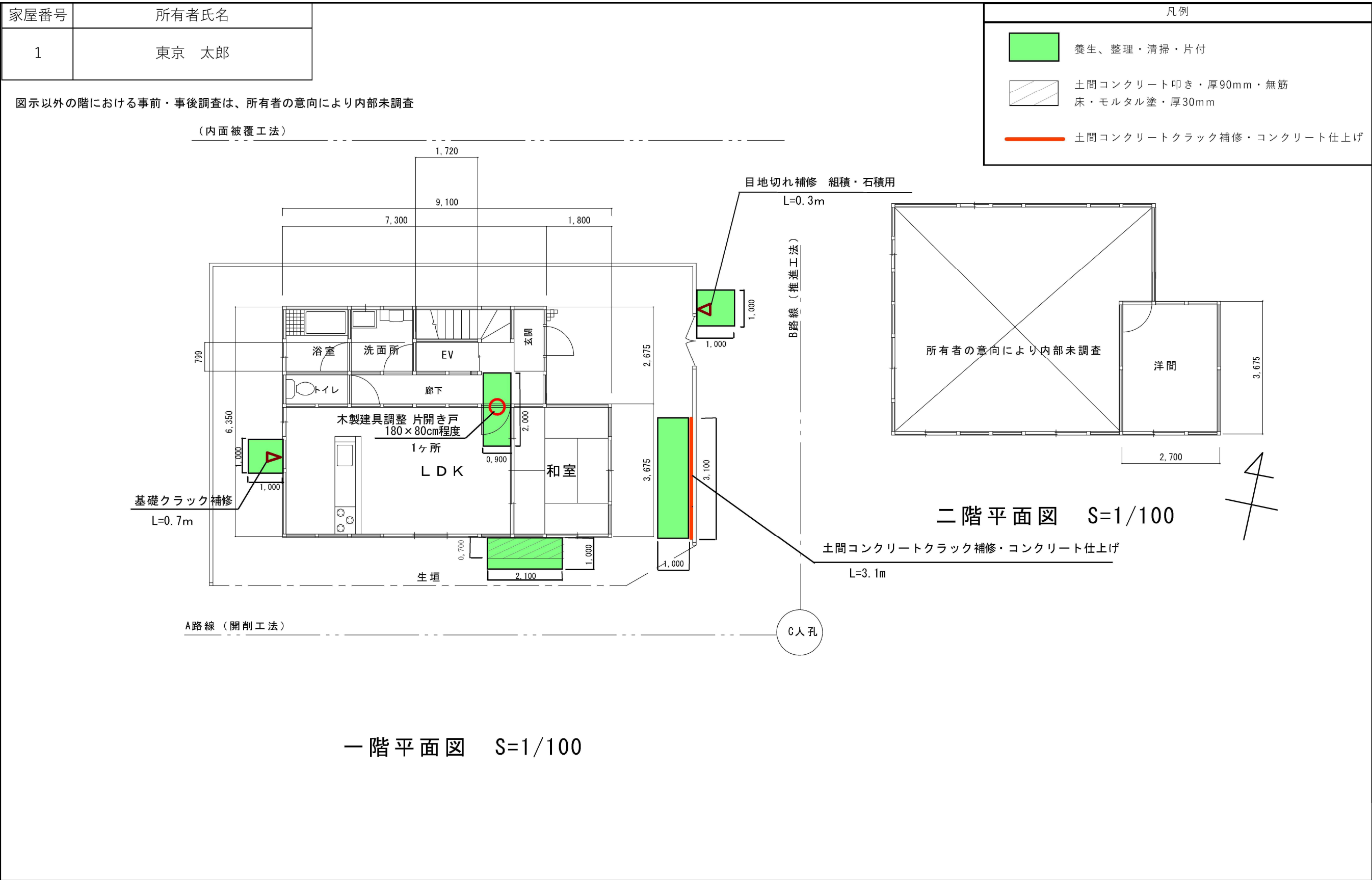
[illegible]

(頁)

(注) 数量計算書を添付する。

(A 4 タテ)

修 理 図 面



(A3ヨコ)

第三者損害に対する補償費負担等 に関する協議書（第○回）

東京都（以下「甲」という。）と下水道建設株式会社（以下「乙」という。）は、乙が施行した ○年度、○○○○第○○○○号 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に（以下「本工事」という。）に関する第三者の所有物件等に係る損害について、その補償の実施方法及びこれに要する費用の負担等に関し、下記のとおり協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

記

第1条（協議の目的）

本協議書は、次に掲げる事項について、甲乙間の負担割合及び精算方法を定めるとともに、第三者損害に対する補償の実施及びそれに付随する事務処理を円滑に行うことを目的とする。

- 1 事後調査費用等
- 2 第三者損害に対する補償金その他これらに付随して発生する費用

第2条（補償の実施及び住民説明）

- 1 第三者損害に対する補償は、乙が誠意をもってこれに当たり、迅速かつ適切に処理するものとする。
- 2 乙は、別紙明細書に記載の補償限度額の範囲内において第三者との和解等を行うものとする。
- 3 損害が発生しなかった家屋等の所有者には、乙は誠意をもって説明し、理解を得るものとする。

第3条（費用及び負担割合）

- 1 第1条第1項の費用は、別紙明細書のとおりとする。
- 2 第1条第2項の費用は、第三者との和解等のために乙が支払った補償金及び口座振込手数料とする。
- 3 前二項は、別紙明細書に定める負担割合により、甲乙がこれを負担する。
- 4 分割協議により前項の負担割合を確定することができない場合は、本工事における次回以降の協議時に負担割合を取り決めるものとする。

第4条（費用の請求及び精算）

- 1 乙は、第2条により和解等を行い、所定の様式により、事後調査費用等、支払った補償金及び口座振込手数料について、甲の負担額を請求するものとする。
なお、請求書には、支払った補償金及び口座振込手数料の証拠書類を添付するものとする。
- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該負担額を支払わなければならない。

第5条（協議事項の変更）

本協議書に定めのない事項又は変更すべき特段の事由が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（作成）

本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

○年○月○日

甲

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○ ○○ ㊟

乙

東京都新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役社長 下水 道雄 ㊟

（注）・都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

- ・分割協議でない場合は、第3条第4項を削る。
- ・分割協議時は、本協議書の表題の末尾に分割回数「第○回」を記載する。
- ・分割協議第2回以降に負担割合が確定した場合は、第3条第4項を次の文言に改める。「○年○月○日付協議書第3条第4項で次回以降に取り決めた負担割合については、本協議書別紙明細書のとおりとする。

（A4タテ）

協 議 書 別 紙 明 細 書

工事件名	新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事
------	--------------------

(分割協議回数 第一回)

(1) 工事後の家屋調査件数	15 件	損害あり： 5 件 損害なし： 10 件
(2) 負担割合	東京都： 80 %	受注者： 20 %
(3) 事後調査費用等	0, 000, 000 円	※工事完了後の家屋調査を希望する者がおらず、調査を実施しなかった場合は、「工事完了後の家屋調査意向確認書兼補償請求書」の配布回収作業費のみ含む。

(4) 第三者損害に対する補償金の補償限度額

※補償限度額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

[illegible]

- (注) 1. 分割協議につき、(2)の負担割合が未確定の場合は、東京都負担割合記入欄に「未定」を入力する。
2. 全件損害なし又は家屋調査希望者不在のため事後調査を実施しなかった場合は、東京都負担割合を「100%」とする。
3. (4)には、損害あり物件のみ記載する。
(各所の判断により、損害なし案件についても必要に応じて記載して構わない。)
4. (4)の物件所在地及び所有者名について、「損害調査」と記載内容が同一か確認する。

(A 4 タテ)

No. 000000

割印

受注者用

割印

東京都下水道局提出用

(補償 2 号－1 様式)

補償対象者用・1 枚目

(必ず、保管しておいてください。)

和解承諾書及び補償金請求書 (口座振込みによる支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 上記金額が 10 万円以上の場合には、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都の発注した下水道工事に起因する、下記物件に対する損害補償については、
頭書の金額をもって和解することを承諾し、頭書の金額を請求します。

なお、本件については、貴社及び東京都に対して、今後、一切異議を申しません。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

年 月 日

住 所

氏 名

(* 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

※ この和解承諾書及び補償金請求書は、補償対象者用（1 枚目）、受注者用（2 枚目）、東京都下水道局提出用（3 枚目）の 3 枚綴りの複写式になっています。

なお、1 枚目の補償対象者用は、記入・押印後、必ず取って保管しておいてください。また、割印も必ず行ってください。割印の無いものは、無効です。2 枚目及び 3 枚目は、受注者にお渡しください。

補償対象者用

割印

(補償2号-2様式)

No. 000000

受注者用・2枚目

和解承諾書及び補償金請求書 (口座振込みによる支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 上記金額が10万円以上の場合には、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都の発注した下水道工事に起因する、下記物件に対する損害補償については、
頭書の金額をもって和解することを承諾し、頭書の金額を請求します。

なお、本件については、貴社及び東京都に対して、今後、一切異議を申しません。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

年 月 日

住 所

氏 名

(* 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

補償対象者用

割印

(補償 2 号— 3 様式)

No. 000000

東京都下水道局提出用・3 枚目

和解承諾書及び補償金請求書 (口座振込みによる支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注) 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
- 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
- 3 金額欄の訂正は、無効です。
- 4 上記金額が 10 万円以上の場合には、印鑑登録証明書を

東京都の発注した下水道工事に起因する、下記物件に対する損害補償については、
頭書の金額をもって和解することを承諾し、頭書の金額を請求します。
なお、本件については、貴社及び東京都に対して、今後、一切異議を申しません。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

年 月 日

住 所

氏 名

(* 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

債務担当者
確 認 印

(補償 4 号様式)

口座振込依頼書

○年○月○日

下水道建設株式会社 殿

新宿区西新宿一丁目 1 番 1 号

東京 太郎 ㊞

私が、下水道建設株式会社から受領する補償金は、下記のとおり私の預金口座へ振込み
してください。

振込先銀行	銀 行 新 宿 西新宿 支店									
	金 庫									
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円		
	¥	○	○	○	○	○	○	○		
預金の種類	普通 当座			口座 番号		000000000				
フリガナ	トウキョウ タロウ									
口座名義	東京 太郎									
	電話 (0000) 0000									

(注)

- 1 必ず、フリガナを記入してください。
- 2 必ず、ボールペンで記入してください。
- 3 住所、氏名、印鑑は、「和解承諾書及び補償金請求書」と同一にしてください。

(A 4 タテ)

No. 000000

割印
受注者用

割印
東京都下水道局提出用

(補償3号の1-1様式)

補償対象者用・1枚目

(必ず、保管しておいてください。)

和解承諾書及び補償金請求書 (現金による支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 上記金額が10万円以上の場合には、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都の発注した下水道工事に起因する、下記物件に対する損害補償については、
頭書の金額をもって和解することを承諾し、頭書の金額を請求します。

なお、本件については、貴社及び東京都に対して、今後、一切異議を申しません。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

年 月 日

住 所

氏 名

(* 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

※ この和解承諾書及び補償金請求書は、補償対象者用（1枚目）、受注者用（2枚目）、東京都下水道局提出用（3枚目）の3枚綴りの複写式になっています。

なお、1枚目の補償対象者用は、記入・押印後、必ず取って保管しておいてください。また、割印も必ず行ってください。割印の無いものは、無効です。2枚目及び3枚目は、受注者にお渡ししてください。

補償対象者用

割印

(補償3号の1-2様式)

No. 000000

受注者用・2枚目

和解承諾書及び補償金請求書 (現金による支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 上記金額が10万円以上の場合には、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都の発注した下水道工事に起因する、下記物件に対する損害補償については、
頭書の金額をもって和解することを承諾し、頭書の金額を請求します。

なお、本件については、貴社及び東京都に対して、今後、一切異議を申しません。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

年 月 日

住 所

氏 名

.

(※ 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

補償対象者用

割印

(補償3号の1-3様式)

No. 000000

東京都下水道局提出用・3枚目

和解承諾書及び補償金請求書 (現金による支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 上記金額が10万円以上の場合には、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都の発注した下水道工事に起因する、下記物件に対する損害補償については、
頭書の金額をもって和解することを承諾し、頭書の金額を請求します。

なお、本件については、貴社及び東京都に対して、今後、一切異議を申しません。

記

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

年 月 日

住 所

氏 名

(※ 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

償務担当者
確 認 印

No. **000000**

割印

受注者用

割印

東京都下水道局提出用

(補償3号の2-1様式)

補償対象者用・1枚目

(必ず、保管しておいてください。)

補 償 金 領 収 書

(現金による支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には〒を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 印鑑は「和解承諾書及び補償金請求書」に押印したものでお願いします。

(物 件 内 容)

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

下水道工事に伴う損害補償金である
上記金額を領収しました。

年 月 日

住 所

氏 名

.

(* 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

※ この補償金領収書は、補償対象者用（1枚目）、受注者用（2枚目）、東京都下水道局提出用（3枚目）の3枚綴りの複写式になっています。

なお、1枚目の補償対象者用は、記入・押印後、必ず取って保管しておいてください。また、割印も必ず行ってください。割印の無いものは、無効です。2枚目及び3枚目は、受注者にお渡しください。

補償対象者用

割印

(補償3号の2-2様式)

No. **000000**

受注者用・2枚目

補 償 金 領 収 書

(現金による支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注)
- 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
 - 2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
 - 3 金額欄の訂正は、無効です。
 - 4 印鑑は「和解承諾書及び補償金請求書」に押印したものでお願いします。

(物 件 内 容)

1 工 事 件 名

2 物件所在地

3 物件の概要

下水道工事に伴う損害補償金である
上記金額を領収しました。

年 月 日

住 所

氏 名

・

(* 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

補償対象者

割印

(補償3号の2-3様式)

No. 000000

東京都下水道局提出用・3枚目

補 償 金 領 収 書

(現金による支払用)

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

* 金額は必ず、自筆で記入してください。

- (注) 1 ボールペンで強く記入し、金額欄には¥を付けてください。
2 金額欄の金額を必ず確認してから、押印してください。
3 金額欄の訂正は、無効です。
4 印鑑は「和解承諾書及び補償金請求書」に押印したものでお願いします。

(物 件 内 容)

- 1 工 事 件 名
- 2 物件所在地
- 3 物件の概要

下水道工事に伴う損害補償金である
上記金額を領収しました。

年 月 日

住 所

氏 名

(※ 住所及び氏名は、必ず自筆で記入し、ご自分で押印してください。)

(受注者)

殿

債務担当者
確 認 印

請求書(局負担分)

〇年〇月〇日

東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○○○ 殿

東京都新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役 下水道雄
登録番号T○○○○○○○○○○○○○○○○
債主登録番号○○—○○○○○○○

損害補償に関する貴局との協議書に基づき、別添資料を添えて貴局負担分として下記の金額を請求します。

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額		¥	0	0	0	0	0	0	0

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ . 一、税率 %)

※ 受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。

[本書類を発行することができる権限を有する者]

役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

[事務担当者]

所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ テレビ会議	(確認者氏名)
------------------------------------	-------	--	---------

- (注) 1 下水道局長の氏名を記載する。
2 金額の頭に¥をつける。
3 金額欄を訂正した場合は、無効とする。
4 添付資料は、原本を添付する。(原本は確認後返却)
5 適格請求書発行事業者である場合は、登録番号を記載し、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」の画面印刷等を初回請求時に添付すること。非課税取引又は不課税取引のみを行った場合については、税率欄にその旨記載すること。
6 下水道局で振込口座を登録している場合は、債主登録番号を記載する。

(A4タテ)

請 求 内 訳 書

項目	金額 円	局負担額 円		局負担割合
			(うち消費税) 税率: 10%	
補償金額等 (下記詳細内訳より)	補償金額 合計	250,000	217,500	87%
	振込手数料 合計	525	456	
事後調査費用等		200,000	174,000	
請求額総計		391,956	(15,859)	

<補償金額等 詳細内訳>

家屋 番号	所有者名	補償限度額 円	(和解金額) 円	補償金額 円	振込手数料 円	備考
1	〇〇 〇〇	250,000	(300,000)	250,000	525	限度額を超える分は受注者負担
合計				250,000	525	

(注) 局負担額算出式

①補償金額 合計 × 局負担割合
 ②補償金支払に要した振込手数料 合計 × 局負担割合
 ③事後調査費用等 × 局負担割合
 (①、②、③とも円未満切捨)

(A 4 タテ)

和解折衝報告書（第○回）

○年○月○日

東京都下水道局
△△△事務所長 ○○○○ 殿

下水道建設株式会社
補償事務担当者 江戸一郎
電話（○○○○）○○○○

調査会社 （株）下水設計

工 事 番 号		○○○○第○○○○号	
工 事 件 名	新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事	着手	○年○月○日
		完了	○年○月○日
協議書 年月日	○年○月○日付 （第1回） ○年○月○日付 （第2回） ○年○月○日付 （第3回） ○年○月○日付 （第4回） 合計4件	和 解 済 件 数	
		4 件	
		未 和 解 件 数	
		1 件	

- (注) 1 この報告書は、土木工事標準仕様書第5章 5.1.7 第3項に従い未和解案件があるときは当局の求めに応じて提出しなければならない。
- 2 協議書取り交わし後6ヶ月を過ぎてから、未和解案件については別紙「未和解物件一覧表」を添付する。

(A 4 タテ)

未 和 解 物 件 一 覧

家屋 番号	補償対象者	補償限度額（円）	補償対象者の主張・要求	最終折衝 年 月 日	備考
			受 注 者 の 見 解		
3	新宿 一郎 新宿 二郎	0,000,000	修復工法の相違 事後調査後損害が進行した。	○. ○. ○○	

(A 4 タテ)

〇年〇月〇日

(注) 契約書の発注者名を記入する。

東京都公営企業管理者
下水道局長 〇〇 〇〇 殿

(注) 契約書と同一の住所等を記入する。

東京都新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役社長 下 水 道 雄

事前調査資料のない物件の損害調査について

貴局発注の下記工事を当社において施行したところ、下記物件所有者から損害の賠償を請求されました。損害の発生について確認した結果、下水道工事と因果関係を有しているものと判断されるので損害調査について協議します。

記

工事年度 工事番号	〇〇〇〇 第〇〇〇〇号	工事 件名	新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事				工 期	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
物件所在地	所有者住所氏名	構造	所在地状況				補償対象者（所有者） の主張 （損害内容等）	
			側線からの 距離	掘削深	地質	沈下 最大		
因果関係等に対する 受注者の見解								

(注)・添付資料 ①損害箇所案内図 ②当該家屋等に関する下水道工事の施行断面を添付する。

・上記の欄に記入しきれない場合は別紙を使用する。

〇年〇月〇日

所長	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(当局事務所の見解)

上記協議について、次のとおり決定する（いずれかの番号に○をつける。）。

- 1 工事に起因する損害と判断されるので事後調査を行うことを認める。
- 2 認めない。

〈特記事項〉

- (注) 1 当局が損害調査を認定後、事後調査を行う。
2 事後調査に関する損害調書を当局に提出する際は、本書（写）を添付する。
3 都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

(A4タテ)

○年○月○日

東京都下水道局

△△△事務所長 ○○○○ 殿

受注者（住 所） 東京都新宿区西新宿二丁目 9 番 1 号
（会 社 名） 下水道建設株式会社
（代表者名） 代表取締役社長 下水 道雄

氏 名
補償対象者 変更届
住 所

○年○月○日付けで貴局と取り交わした協議書に基づき和解折衝した結果

下記のとおり補償対象者の 氏 名
住 所 の変更があったのでお届けします。

記

1 変更事項（氏名・住所）

家屋番号	変更後	変更前

2 変更理由

（注） 変更理由は具体的に記入する。

（A 4 タテ）

第三者損害の現物補償に関する協議書

東京都と受注者 下水道建設株式会社とは、受注者が施行した ○年度、○○○○
第○○○○号 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因して発生した第三者損
害のうち、○○○○○○○○○○の損害について、損害認定の上、下記により現
物補償を実施し、それぞれ負担することを協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

記

1 協議事項

- (1) 補償対象物件及び補償工事費限度額は、別紙明細書のとおりとする。

(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

合計 ○件 (○名) ￥○, ○○○, ○○○. -

- (2) 事後調査費用は、￥○○○, ○○○. とする。

(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

- (3) 補償工事の工期は、施工承認に基づく期間とする。

- (4) 補償工事費及び事後調査費用の負担割合は次のとおりとする。

東京都 ○○ % 受注者 ○○ %

- (5) 補償工事内容は、別添設計図書のとおりとする。

2 その他確認事項

- (1) 受注者は、当該物件管理者の施工承認を得て、設計図書に従い施工するものとする。

- (2) 受注者は、工事完了後直ちに補償工事完了届を東京都に提出し、完了確認を受けるものとする。

- (3) 受注者は工事完了引渡し後、補償工事費及び事後調査費用のうち東京都負担分を請求するものとする。

なお、請求書には補修工事費の証拠書類を添付するものとする。

- (4) 東京都は受注者から請求があった日から起算して、30日以内に東京都負担分を支払わなければならない。

- (5) この協議につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、別途協議するものとする。

東京都と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

○年○月○日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都公営企業管理者

下水道局長 ○○ ○○ ㊟

東京都新宿区西新宿二丁目9番1号

下水道建設株式会社

代表取締役社長 下水 道雄 ㊟

(注) 都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

(A4タテ)

協議書別紙明細書

家屋 番号	補償物件		補償対象者		補償工事限度額	備考
	所在地	概要	住所	氏名		
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇小学校の 倉庫及び外構	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇区長 〇〇 〇〇	(損害見積額+ 消費税及び地方消費税 相当額) 〇,〇〇〇,〇〇〇	
計		1 件		1 名	(円) 〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注) 補償工事限度額とは、損害見積額と消費税及び地方消費税相当額の合計とする。

(補償対象者)

〇〇区長 〇〇 〇〇 殿

受注者(住所) 東京都新宿区西新宿二丁目9番1号

(会社名) 下水道建設株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 下水道雄

施工承認について

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因して発生した貴所管の〇〇小学校の損害に関する補償工事を、下記のとおり施行したいので、ご承認をお願いします。

記

- | | | |
|---|--------|----------------|
| 1 | 補償対象物件 | |
| | 所在地 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| | 概要 | 〇〇小学校の倉庫及び外構 |
| 2 | 工期 | 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日 |
| 3 | 補償工事内容 | 別添図面のとおり |

上記のとおり承認する。

〇年〇月〇日

(注) 補償対象者指定の書式がある場合は、それによることができる。

(A4タテ)

○年○月○日

東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○ ○○ 殿

受注者（住 所）東京都新宿区西新宿二丁目 9 番 1 号
（会 社 名）下水道建設株式会社
（代表者名）代表取締役社長 下水 道雄

補償工事完了届

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

- 1 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事の施行に起因する現物補償
- 2 補償工事物件 ○○小学校 倉庫及び外構
- 3 協議年月日 ○年○月○日
- 4 着手年月日 ○年○月○日
- 5 完了年月日 ○年○月○日
- 6 補償工事費限度額 ￥○, ○○○, ○○○. -
(消費税及び地方消費税相当額を含む金額)
- 7 補償工事費 ￥○, ○○○, ○○○. -

(注) 1 都及び受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。
2 完了図を添付する。

(A 4 タテ)

○ 下 ○ ○ 庶 第 ○ ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

(補償対象者)

○○区長 ○○ ○○ 殿

東京都下水道局

△△△事務所長 ○○○○

補償工事の完了に伴う引渡しについて

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因して発生した貴所管○○小学校の損害に関する補償工事が下記のとおり完了したのでお引渡しします。

なお、本件に関してご異存がなければ別紙受領書に押印の上、ご返送願います。

記

1 補 償 対 象 物 件

所 在 地 ○○○○○○○○○○○○○○
概 要 ○○小学校の倉庫及び外構

2 補償工事完了年月日

○年○月○日

3 補 償 工 事 内 容

別添図面のとおり

(A 4 タテ)

○年○月○日

東京都下水道局

△△△事務所長 ○○○○ 殿

(補償対象者)

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 ○○区長 ○○ ○○

受 領 書

さきに、補償工事の完了に伴い貴局から引渡しのあった下記物件について、これを受領します。

なお、本件については、貴局に対して今後、一切異議を申しません。

記

1 補 償 対 象 物 件

所 在 地 ○○○○○○○○○○

名 称 ○○区立○○小学校

2 補 償 工 事 内 容

別添図面のとおり

(注) 補償対象者指定の書式がある場合は、それによることができる。

(A 4 タテ)

下水道工事のお知らせ

平素より下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび東京都下水道局の発注による「〇〇区〇〇一丁目付近再構築工事」が着工のはこびとなり、当社において施工することになりました。

住民の皆さまに損害が及ばないように最善の努力と細心の注意を払いながら工事を進めて参りますが、工事に伴う周辺家屋等への影響を適切に把握するため、今後、工事着手前および工事完了後の家屋調査も併せて実施させていただく予定です。なお、日程等詳細につきましては、後日改めてご連絡させていただきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 発注者及び施工者

【発注者】 東京都下水道局△△△事務所

【施工者（本チラシ発行者）】 下水道建設株式会社

住所：新宿区西新宿二丁目9番1号

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2 お問合せ先

（施工者）下水道建設株式会社

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（担当者：〇〇〇〇）

*家屋調査は株式会社下水設計（担当者：〇〇〇〇）が対応いたします。

*地盤等の関係で万が一、家屋等に損害が発生した場合は、裏面「家屋調査と補償金お支払までの流れ」に従い、誠意をもって対応させていただきます。

3 本工事の確認窓口（本工事の所管事務所）

東京都下水道局△△△事務所〇〇課〇〇担当

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4 東京都公式情報

必要に応じて、右記 QR コードより東京都下水道局が
施工する工事情報一覧が確認できます。

(<https://www.gesui1.metro.tokyo.lg.jp/living/a5/current/>)



（注）・「家屋調査と補償金お支払までの流れ」[P111]を裏面（別紙）に印刷し、
一緒に配布する。

・区施工の場合は「4 東京都公式情報」を削除して使用すること。

（A4タテ）

下水道工事施行前の家屋調査のお知らせ

平素より下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京都下水道局が発注した「**新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事**」の実施に伴い、周辺家屋等への影響を適切に確認するため、本工事施行前に家屋調査を行います。

皆様にはご不便、ご協力をお願いする場面もございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 家屋調査とは

工事前後の周辺家屋等の状況を記録し、工事による影響の有無を確認するために行います。万が一損害が発生した場合、東京都が補償判断をします。

＊ 裏面「家屋調査と補償金お支払までの流れ」も併せてご参照ください。

2 調査内容

- ・家屋等の屋外及び屋内の状況確認（屋外のみ状況確認も可）
 - ・ひび割れの有無や傾き等の計測
 - ・記録のための写真撮影 等
- ＊ 調査は無料です。また、建物を傷つけるような作業は一切ございません。
- ＊ 調査により取得した記録・情報につきましては、適切な保護措置及び管理を徹底の上、本調査目的以外には使用いたしません。

3 調査期間

○年○月中旬～ ○年○月中旬

＊ 後日、調査員がご都合を伺いに参ります。ご希望の日時をお伝えください。

4 訪問する調査員について

下記家屋調査会社の調査員が調査に伺います。

株式会社下水設計（担当者：○○○○）

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ＊ 訪問する調査員は、東京都にて調査許可を受けております。
- ご不安な場合は、下記本工事の確認窓口にて照会可能です。

【発注者（工事の確認窓口）】 **東京都下水道局△△△事務所〇〇課〇〇担当**

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【施工者（本チラシ発行者）】 **下水道建設株式会社**

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（担当者：○○○○）

（注）・「家屋調査と補償金お支払までの流れ」[P111]を裏面に印刷し、配布する。

（A4タテ）

家屋調査 と 補償金お支払までの流れ

工事施行前の家屋調査

*工事施行前に家屋等の現状について把握させていただくため、工事施行前の家屋調査を実施します。

工 事 施 行

工 事 完 了

*工事完了後は現場作業所を撤去するため、工事後の問合せ先を記した「**工事後の連絡先のお知らせ**」をお配りします。

〔地盤の安定待ち期間
(約3～6ヶ月)〕

工事完了後の家屋調査

*地盤の安定後、工事完了後の家屋調査をご案内する「**下水道工事完了に伴う家屋調査について**」をお配りします。

〔家屋調査結果のとりまとめ、
補償金の算定、精査・確認等
の事務作業期間〕

*工事完了後の家屋調査の希望の有無について、上記案内に同封される「**工事完了後の家屋調査意向確認書 兼 補償請求書**」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

*家屋調査を希望するとご回答いただいた世帯から、調査を実施させていただきます。

<調査した結果、工事損害が発生していた場合>

補償金に関するご説明

*下水道工事の受注者及び調査会社の担当者より、調査結果や補償内容、補償金についてご説明をさせていただきます。

和解・必要書類のご提出

*補償金にご納得いただけましたら、和解となります。補償金のお支払のため、必要な書類にご記入いただき、受注者へご提出をお願いします。

補償金のお支払

*受注者より、銀行等の口座へ補償金をお振り込みいたします。

下水道工事後の連絡先のお知らせ

このたびは、東京都下水道局が発注した「新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事」の実施にあたり、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。おかげさまで、○年○月○日、無事に工事が完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

工事完了に伴い、○年○月○日をもって、○○区○○一丁目○番○号に所在しておりました現場作業所を撤去することになりました。今回の工事や家屋調査に関する問合せなどの連絡は、今後、下記「1 お問合せ先」でお受けすることになりますので、お知らせします。

記

1 お問合せ先

(施工会社) 下水道建設株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目9番1号

電話：○○-○○○○-○○○○ (担当者：○○○○)

(家屋調査会社) 株式会社下水設計

電話：○○-○○○○-○○○○ (担当者：○○○○)

2 今後について

本工事の影響範囲に位置する家屋等については、今後、地盤の安定待ち期間を経て、工事完了後の家屋調査を実施する予定です。

家屋調査とは、工事前後の周辺家屋等の状況を記録し、工事による影響の有無を確認するために行うものです。万が一損害が発生した場合、東京都が補償判断をします。ご承知おきください。

【工事施行前の家屋調査】 ○年○月○日から ○年○月○日（実施済）

【工事完了後の家屋調査】 ○年○月頃から実施予定

- * 調査対象の家屋等の所有者様には、後日改めて日程等詳細をご連絡させていただきます。
- * 裏面「家屋調査と補償金お支払までの流れ」も併せてご参照ください。
- * 工事完了後の家屋調査前に、所有される家屋等に本工事が起因と思われる損害が見つかった場合は、「1 お問合せ先」までご連絡ください。

【発注者（工事の確認窓口）】 東京都下水道局△△△事務所○○課○○担当

電話：○○-○○○○-○○○○

【施工者（本チラシ発行者）】 下水道建設株式会社

電話：○○-○○○○-○○○○（担当者：○○○○）

(注) 「家屋調査と補償金お支払までの流れ」[P111]を裏面に印刷し、受注者が事前調査を行った全世帯へ配布する。

(A4タテ)

折 衝 記 録

家屋番号	1	物件所在地	新宿区西新宿一丁目1番1号		所有者住所	同左	
工事件名	新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事				所有者名	東京 次郎	電話番号 メールアドレス等 0000-0000
工期	〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日				世帯状況等	夫婦2人で居住。妻：東京 春子 ご家族とも相談している様子。長女：東京 夏子	
受注者名	下水道建設株式会社		調査会社名	株式会社 下水設計			
折衝日	折衝相手	折衝方法	※伝えた内容、相手の反応等の詳細を記入			記載者	
年 月 日	☐ 所有者本人 ☒ 所有者以外 関係 妻 東京 春子 氏 名	☒ 対面 (所有者宅) ☐ 対面 (所有者宅以外) 場 所 ☐ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 備 考				☐ 受注者 ☒ 調査会社 ☐ 下水道局 〇〇課〇〇担当 〇〇 〇〇	
時 間 00:00~ 00:00						会 社 所 属 氏 名	
年 月 日	☐ 所有者本人 ☒ 所有者以外 関係 長女 東京 夏子 氏 名	☐ 対面 (所有者宅) ☐ 対面 (所有者宅以外) 場 所 ☒ 電話 ☐ 書面 ☐ メール ☐ その他 備 考 長女携帯：0X0-XXXXX-XXXX				☐ 受注者 ☒ 調査会社 ☐ 下水道局 〇〇課〇〇担当 〇〇 〇〇	
時 間 00:00~ 00:00						会 社 所 属 氏 名	

(注) ・折衝相手・折衝方法・記載者 : 該当する□にチェックを付けること。

・折衝相手 : 所有者以外の場合は、所有者との関係と氏名を記入すること。

・折衝方法 : また、複数の所有者がいる場合は、関係を「本人」とした上で、折衝相手の氏名を記入すること。

・折衝記録は、折衝において重要な資料になるため、詳細を必ず明記してください。

・折衝記録は、折衝において重要な資料になるため、詳細を必ず明記してください。

書面の場合は、書面が相手方に到達した日を記入し、到達を確認できる証拠書類も添付してください。

(A4ヨコ)

この手引は、令和8年4月1日から施行する。施行経過は次のとおりである。

1	昭和52年	4月		作成	
2	昭和55年	4月		改正	
3	昭和62年	4月		全部改正	
4	昭和63年	4月15日		一部改正	(63下建管第39号)
5	平成元年	4月1日		一部改正	(63下建管第612号)
6	平成2年	8年1日		一部改正	(2下建管第270号)
7	平成5年	4月1日		一部改正	(4下管建管第510号)
8	平成7年	11月1日		一部改正	(7下管建管第264号)
9	平成8年	4月1日		全部改正	(7下管建管第520号)
10	平成12年	4月1日		一部改正	(11下建管第565号)
11	平成14年	12月1日		一部改正	(14下建管第455号)
12	平成15年	4月1日		一部改正	(15下建管第128号)
13	平成18年	4月1日		一部改正	(17下建管第602号)
14	平成22年	9月1日		一部改正	(22下建管第304号)
15	平成24年	4月1日		一部改正	(23下建管第641号)
16	平成29年	4月1日		一部改正	(28下建管第320号)
17	令和3年	4月1日		一部改正	(2下建管第619号)
18	令和4年	4月1日		一部改正	(3下建管第629号)
19	令和5年	4月1日		一部改正	(4下建管第539号)
20	令和5年	10月1日		一部改正	(5下建管第366号)
21	令和6年	4月1日		一部改正	(5下建管第685号)
22	令和8年	4月1日		一部改正	(7下建管第620号)